

平成 26 年度神奈川県計画に関する 事後評価 (案)

平成 30 年 9 月
神奈川県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(27年度実施状況)

- ・平成27年7月30日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(28年度実施状況)

- ・平成28年9月6日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(29年度実施状況)

- ・平成29年9月14日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・本来、計画に基づき早期に執行し、医療介護総合確保を進めていくべきものであり、既に交付後2年を経過しているため、残額については、しっかり執行していただきたい。(平成28年9月6日 保健医療計画推進会議)
- ・実績が目標と大きく乖離している事業については、従来通りに進めるのではなく、抜本的な見直しを検討して頂きたい。(平成29年9月14日 保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

平成26年度神奈川県計画に規定する目標

■神奈川県全体（目標）

① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標

ア 在宅医療推進施策事業【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

○ 在宅医療連携拠点の整備

在宅医療を推進するにあたり、在宅医療や介護の連携を図るための拠点が必要であることから、県内全ての市町村に医療・介護連携推進事業の取組みを行う拠点を整備する。（33市町村）

○ 在宅医療推進協議会の設置

県全域で、在宅医療・介護関係者等で構成される「県在宅医療推進協議会」を設置するとともに、各地域包括ケア会議の単位で「地域在宅医療推進協議会」を設置し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有を図り、在宅医療施策を推進する。（県1か所、地域8か所）

○ 地域医師看取り検案研修事業

本県においては、超高齢社会にあって、かかりつけ医等、日頃から患者の状態を理解している地域の医師が看取りや検案に対応できるようになることを目標とする。（研修会への参加医師数：630名）

イ 在宅歯科医療推進施策事業【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

○ 在宅歯科医療連携拠点の整備

在宅歯科医療を推進するにあたり、在宅歯科医療と医科・介護の連携を図るための拠点が必要であることから、在宅歯科医療中央（地域）連携室を設置する。（中央1か所、地域22か所）

○ 在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器の整備

在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、既に実施している歯科医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。（3か年：215か所）

エ 精神科医療強化事業【計画期間：平成26年度から平成28年度まで】

県内の精神科病院（63機関）における退院支援委員会の開催にあたり、地域援助事業者等の参画を支援することによって、地域における医療と福祉の連携体制の推進を図る。（退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながる患者数900人）

オ 在宅医療（薬剤）事業【計画期間：平成26年度から平成29年度まで】

急速な高齢化が進むことに伴い、在宅医療（薬剤）を推進する必要があるが、実施するのにあたり、次の課題を解決し、高齢者・患者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

○ 訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成並びに在宅受入薬局の周知。

○ 薬局による医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給。

○ 病院や薬局に復職・再就職等を希望する薬剤師の支援。

② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標

ア 医師確保関連事業【計画期間：平成 26 年度から平成 29 年度まで】

本県においては、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労など、以下に記載する医療従事者の確保に関する課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人→207.7 人
- ・ 産科後期研修医数 83 人→85 人
- ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 39 カ所→44 カ所
- ・ 分娩取扱施設に勤務する常勤産科医師数 537 人→537 人（現状維持）
- ・ 分娩取扱施設に勤務する非常勤産科医師数 118 人→118 人（現状維持）
- ・ 分娩取扱件数 64,887 件→ 64,887 件（現状維持）

分娩取扱施設が減少傾向にある中、高齢出産などのハイリスク分娩が増えており、安全を最優先に考えた帝王切開術が増加していくことが見込まれるため、帝王切開術のために待機する産科医師を確保する経費の一部を支援することにより、地域における安心・安全な分娩提供体制を確保する。

集団研修や医業分野アドバイザー等を派遣することにより、医療機関が自主的に行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく、勤務環境改善への取組みを支援することにより、医療機関の勤務環境改善を促すとともに、医療従事者の確保に資する。

小児医療の充実、特に夜間や休日の小児救急医療体制を確保し、初期・二次・三次救急の連携を充実させることにより安定的な小児救急医療体制整備を行い、小児医療従事者の負担軽減及び人員の充実を図る。

イ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【計画期間：平成 26 年度から平成 30 年度まで】

- 訪問看護に関する課題及び対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、訪問看護のニーズに対応できる看護人材を育成するための研修を実施することにより、質の高い訪問看護サービス提供体制の構築を目標とする。
- 本県の人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。
- 急速な高齢化に伴う保健・医療・福祉サービスの需要増加への対応及び、在宅歯科医療の推進等のため歯科衛生士等の人材を確保することを目標とする。

ウ 歯科衛生士による口腔咽頭吸引実習事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】

本県においては、歯科保健業務に従事している歯科衛生士等に対し、最新の知識、技術の習得等について研修や啓発を行うとしている。そこで、在宅で療養する要介護者（気管切開患者や嚥下障害者）への歯科保健医療の一貫として、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時において口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士を育成することを目標とする。（目標とする育成数 90 名（2 カ年計画））

平成29年度終了時における目標の達成状況

□神奈川県全体（達成状況）

【継続中（平成29年度の状況）】

1) 目標の達成状況

① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標

ア 在宅医療推進施策事業

- 地域の医師が看取りや検案に対応できるようにするための研修会を実施（計 11 回実施、参加医師数：389 名）

イ 在宅歯科医療推進施策事業

- 在宅歯科医療連携拠点として、中央連携室 1 か所、地域連携室 24 か所を設置し、運営

エ 在宅医療（薬剤）事業

- ・ 研修の実施により、訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成を推進
訪問薬剤管理指導研修 24 回開催（受講者数 1,476 名）
褥瘡対応研修 4 回開催（受講者数 376 名）

② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標

ア 医師確保関連事業

- 医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。
 - ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）205.4 人（平成 28 年）
 - ・ 産科後期研修医数 65 人（平成 29 年）
 - ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 40 か所（平成 29 年）
 - ・ 分娩取扱施設に勤務する常勤産科医師数 544 人（平成 29 年）
 - ・ 分娩取扱施設に勤務する非常勤産科医師数 124 人（平成 29 年）
 - ・ 分娩取扱件数 61,556 件（平成 29 年）
- 医療勤務環境改善支援センターを運営し、医療機関の勤務環境改善への取組みを支援した。

イ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

- 平成 29 年度は事業を実施していない（別途、平成 27 年度計画、平成 28 年度計画及び平成 29 年度計画により、事業を実施した）。

2) 見解

① 居宅等における医療の提供に関する事業

ア 在宅医療推進施策事業

県が実施してきた在宅看取り検案研修会を、平成29年度からは公立大学法人横浜市立大学が事業主体となり在宅看取り検案研修会を開催した。在宅医療を行う医師への法医学知識を含む実践的な看取りや検案についての理解が深まるなど一定の成果が得られたものの、目標の660名には到達しなかった。

イ 在宅歯科医療推進施策事業

在宅歯科医療地域連携室及び中央連携室の設置や、在宅歯科医療用機器の整備支援などにより、在宅歯科医療への参入が促進され、在宅歯科医療提供体制の充実に向けた取組みが進んでいる。

エ 在宅医療（薬剤）事業

研修の開催などにより、人材の育成・確保が一定程度進んだ。

② 医療従事者の確保に関する事業

ア 医師確保関連事業

人口10万人当たり医師数は、若干増加した。

分娩取扱件数が減少したものの、専攻医指導施設数はほぼ横ばいを維持している。産科後期研修医数、分娩取扱施設における常勤医師数、非常勤医師数は、若干減少しているが、これは未回答医療機関の分が減となっているもので、前年に回答のあった医療機関で比較すると若干増加している。

医療勤務環境改善支援センターを平成27年1月に設置するとともに、勤務環境を改善する意向のある医療機関に対してアドバイザー派遣を行う等の支援を行った。また、医療機関が自主的に勤務環境改善の取組を促進するための研修会を実施した。

3) 改善の方向性

① 居宅等における医療の提供に関する事業

ア 在宅医療推進施策事業について

医師に対し看取りや検案に関する研修会を行うことで、看取り検案への理解が深まり一定の成果を得たものの、目標の660名には到達しなかったが、今後在宅医が急増する中で、在宅医が看取り検案を行う機会が増える状況に対応していくために、法医学的知識を含む研修を実施していき、対象を医師以外にも広げて、看取り検案に対応可能な人材の育成を支援していく。

エ 在宅医療（薬剤）事業について

研修の開催などにより、人材の育成・確保が一定程度進んだものの、まだ積極的に在宅医療に参画できる薬局が少ないことから、今後も引き続き研修等を開催し、更なる人材の育成・確保が必要である。

② 医療従事者の確保に関する事業

ア 医師確保関連事業について

地域医療支援センターにおいて、特定診療科や地域による医師の偏在の解消に向けた検討をさらに進めていく。

また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関が自主的に勤務環境改善の取組を促進するための研修会及び個別相談を今後も実施していく。

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横浜（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□横浜（達成状況）

【継続中（平成29年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。

■川崎（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□川崎（達成状況）

【継続中（平成29年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。

■相模原（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□相模原（達成状況）

【継続中（平成29年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。

■横須賀・三浦（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□横須賀・三浦（達成状況）

【継続中（平成29年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。

■湘南東部（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□湘南東部（達成状況）

【継続中（平成29年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。

■湘南西部（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□湘南西部（達成状況）

【継続中（平成29年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。

■**県央（目標と計画期間）**

- ① **居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② **医療従事者の確保に関する事業に係る目標**
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□**県央（達成状況）**

【継続中（平成29年度の状況）】

- ① **居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**
県全体の達成状況と同様である。
- ② **医療従事者の確保に関する事業に係る目標**
県全体の達成状況と同様である。

■**県西（目標と計画期間）**

- ① **居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② **医療従事者の確保に関する事業に係る目標**
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□**県西（達成状況）**

【継続中（平成29年度の状況）】

- ① **居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**
県全体の達成状況と同様である。
- ② **医療従事者の確保に関する事業に係る目標**
県全体の達成状況と同様である。

3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	1 在宅医療施策推進事業	【総事業費】 81,384 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>ア 県内における広域的な在宅医療施策を推進するため、在宅医療に係る情報共有手段の構築、必要な研修などについて調査を実施し、必要な事業を実施する。</p> <p>イ 在宅医療に係る課題を抽出し、在宅医療施策へ反映させる。</p> <p>ウ 研修会参加医師数 (660 名 (累計))</p> <p>エ 県内の全ての市町村に在宅医療・介護連携推進事業の取組みを行う拠点を整備する。 3 市町村 (平成 25 年度) → 33 市町村 (平成 29 年度)</p>	
事業の達成状況	<p>【平成 26 年度】</p> <p>イ 県在宅医療推進協議会を設置し、在宅医療に係る課題抽出等の取組みを開始</p> <p>ウ 研修会 1 回開催 参加医師数 50 名</p> <p>エ 在宅医療連携拠点を 1 市で整備、26 年度末において、拠点及び相談窓口を 5 市町に整備済み</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>ア 在宅医療に係る情報共有のため、在宅医療連携システムを県内 1 地域において先行導入。在宅医療の推進に必要な研修を実施するための在宅医療トレーニングセンターを平成 27 年 10 月に設置し、研修事業を実施</p> <p>イ 県全域及び保健福祉事務所単位で在宅医療推進協議会を開催し、在宅医療に係る課題抽出や好事例共有などを行う (県全域：2 回、保健福祉事務所単位：7 か所で開催)</p> <p>ウ 研修会 2 回開催 参加医師数 99 名</p> <p>エ 27 年度末において、拠点、医療と介護の連携に係る相談窓口を 6 市町に整備済み</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>ウ 研修会 2 回開催 参加医師数 188 名</p> <p>【平成 29 年度】</p> <p>ウ 研修会 6 回開催 参加医師数 52 名</p>	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、在宅医療連携拠点の整備が進んだほか、市町村の地域支援事業 (医療・介護連携推進事業) の取組み推進にも貢献</p>	

	<p>している。また、県全域において、在宅医療関係者間での顔の見える関係が構築され始めており、在宅医療従事者間の連携が促進された。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>今後は、県内先行事例を各地域に普及させることにより、県内での在宅医療を効果的に普及させるよう取組みを進める。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	2 地域リハビリテーション連携体制構築事業	【総事業費】 3,907 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地域リハビリテーションに必要な人材や多職種の連携が不足しているため、地域リハビリテーションに係る情報提供や人材育成等により、地域リハビリテーションの充実を図る。	
事業の達成状況	<p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによるリハビリテーション情報提供 ・リハビリテーション専門相談(245 件)及び対応(476 件) ・リハビリテーションケアフォーラムの開催 (105 名参加) ・足柄上郡地域リハビリテーションモデル事業の実施 (研修 7 回、巡回リハビリテーション相談会の実施等) ・地域リハビリテーション推進のための協議会開催 (1 回) <p>の実施により、地域リハビリテーションの充実が図られた。</p> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによるリハビリテーション情報提供 ・リハビリテーション専門相談(180 件)及び対応(496 件) ・リハビリテーションケアフォーラムの開催 (73 名参加) ・リハビリテーション従事者、利用者やその家族を対象とした研修 (3 回、計 315 名参加) ・地域リハビリテーション推進のための協議会開催 (1 回) の実施により、地域リハビリテーションの充実が図られた。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによるリハビリテーション情報提供 ・リハビリテーション専門相談(168 件)及び対応(326 件) ・リハビリテーションケアフォーラムの開催 (92 名参加) ・リハビリテーション従事者等を対象とした研修 (4 回、計 199 名参加) ・地域リハビリテーション推進のための協議会開催 (1 回) の実施により、地域リハビリテーションの充実が図られた。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによるリハビリテーション情報提供 ・リハビリテーション専門相談及び対応(302 件) ・リハビリテーションケアフォーラムの開催 (113 名参加) ・リハビリテーション従事者等を対象とした研修 (3 回、計 80 名参加) ・地域リハビリテーション推進のための協議会開催 (1 回) の実施により、地域リハビリテーションの充実が図られた。 	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性 ホームページやフォーラムによるリハビリテーションの情報提供、研修の実施、専門相談及び必要に応じて地域に職員が出向き助言及び指導を行うことにより、地域リハビリテーションの充実が図られつつある。</p> <p>(2) 事業の効率性 限られた予算や資源で効率的にリハビリテーション人材の育成及び地域連携システム構築を図るため、他の地域の見本となるよう特定の市町村をモデル地域として重点的にリハビリテーション・コーディネートを行った。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	5 在宅歯科医療連携拠点運営事業	【総事業費】 343,978 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県及び地域歯科医師会に、在宅歯科医療中央（地域）連携室を設置し、医科・介護との連携や相談業務を行う。（県 1 か所、地域 22 か所）	
事業の達成状況	<p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療中央連携室を 1 か所整備し、患者、家族や在宅歯科医療関係者への情報提供、研修会、歯科医療機器の貸出、在宅患者や障害者等の搬送モデル事業等の検討等を実施。 在宅歯科医療地域連携室を県内 10 か所に整備し、県民や歯科医療関係者からの相談への対応や在宅歯科医療受診に向けたコーディネート、在宅歯科医療推進に関する研修等を各地域で実施。 <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療中央連携室において、患者、家族や在宅歯科医療関係者への情報提供、研修会、歯科医療機器の貸出、在宅患者や障害者等の搬送モデル事業等の検討等を実施。 在宅歯科医療地域連携室を県内 20 か所に整備し、県民や歯科医療関係者からの相談への対応や在宅歯科医療受診に向けたコーディネート、歯科医療機器の貸出、在宅歯科医療推進に関する研修等を各地域で実施。 訪問歯科診療では治療が困難な要介護者等の口腔内疾患の治療機会を確保するため、休日急患歯科診療所（11 箇所）を活用し、要介護者等に対して診療を行った歯科医師・歯科衛生士等の人件費に対する補助を実施、延べ 641 人の患者に対する診療を行った。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療中央連携室において、患者、家族や在宅歯科医療関係者への情報提供、研修会、在宅患者や障害者等の搬送モデル事業等の検討等を実施。 在宅歯科医療地域連携室を県内 20 か所に整備し、県民や歯科医療関係者からの相談への対応や在宅歯科医療受診に向けたコーディネート、歯科医療機器の貸出、在宅歯科医療推進に関する研修等を各地域で実施。 訪問歯科診療では治療が困難な要介護者等の口腔内疾患の治療機会を確保するため、休日急患歯科診療所（12 箇所）を活用し、要介護者等に対して診療を行った歯科医師・歯科衛生士等の人件費に対する補助を実施、延べ 974 人の患者に対する診療を行った。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療中央連携室において、各地域連携室の取組み状況の共有等を図るための関係者会議を開催したほか、各地域連携室に対して研修実施状況について指導を行った。 在宅歯科医療地域連携室を県内 24 か所に整備し、県民や歯科医療関係者 	

	<p>からの相談への対応や在宅歯科医療受診に向けたコーディネート、歯科医療機器の貸出、在宅歯科医療推進に関する研修等を各地域で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問歯科診療では治療が困難な要介護者等の口腔内疾患の治療機会を確保するため、休日急患歯科診療所（13箇所）を活用し、要介護者等に対して診療を行った歯科医師・歯科衛生士等の人件費に対する補助を実施、延べ1,010人の患者に対する診療を行った。（H29決算額：9,466千円）
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室の設置運営、各郡市歯科医師会との連携により、各地域での在宅歯科医療人材の育成が図られ、電話相談や連携室のコーディネートにより、各地域において在宅歯科医療を必要としている患者が症状等に応じて必要な治療を受けることができる環境が整備されつつある。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科地域連携室の整備により、在宅歯科医療を必要としている患者が効率的に診療を受診できるようになった。</p> <p>また、県歯科医師会や、在宅歯科医療に熱心に取り組んでいる郡市歯科医師会と連携することで、既存の資源やノウハウも活用した、効率的な事業実施になるよう努めている。</p> <p>休日急患歯科診療所を活用した歯科診療については、地域により診療患者数に差があり、診療日、診療時間、予約管理等の観点で更なる効率的な運用に向けた改善検討を行う必要がある。</p> <p>休日急患歯科診療所を活用した歯科診療について、補助事業の更なる効率化と質的向上を図るため、29年度中に現行補助基準の見直しを実施し、補助対象日数の短縮による診療予約の集約化と歯科麻酔医の立会診療によるハイリスク患者への治療充実を図った。（平成30年度から新補助基準により事業開始）</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	6 在宅歯科診療所設備整備事業	【総事業費】 270,624 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 12 月 19 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅歯科医療用機器等の整備を進めることにより、在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、既に実施している歯科医療機関の機器の充実を図る。 (訪問歯科診療を実施している歯科診療所数:725 機関 (平成 26 年度) → 982 機関 (平成 35 年度))	
事業の達成状況	<p>【平成26年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療用機器を60か所に整備した。 <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療用機器を140か所に整備した。 26年度に整備した60か所については、65%が、当初設定以上の訪問診療等の回数(年間200回以上)を達成した。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療用機器を15か所に整備した。※27年度計画分において、更に85か所整備。 27年度に整備した140箇所については、37%が、当初設定以上の訪問診療等の回数(年間200回以上)を達成した。 <p>【平成29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別途27年度計画分で執行した。 	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅歯科医療に積極的に取り組む意欲のある歯科医療機関 200 箇所への支援がおこなわれており、在宅歯科医療の参入促進、在宅歯科医療提供体制の充実強化が進むと考えられる。</p> <p>導入後の利用状況の報告を元に一部の利用率が上がっていない歯科診療所については、有効に活用されるよう働きかけていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県歯科医師会においてとりまとめのうえ整備を行うことで、効果的に整備を進めることができるほか、地域ごとの在宅歯科に必要な機器の普及状況、利用状況等を一括で効率的に把握できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	7 在宅医療（薬剤）推進事業費補助	【総事業費】 5,572千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成26年12月26日～平成30年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>ア 訪問薬剤管理指導を行うことができる薬局を増やすための研修や褥瘡対策の研修を行うとともに、在宅対応が可能である薬局を周知する事業に補助することにより、在宅医療に積極的に参画する薬局を増やす。</p> <p>イ 医療用麻薬及び衛生材料等の規格、品目等を各地域で統一できるように具体例を作成し、各地域での協議を支援する事業に補助することにより、医療用麻薬等の円滑な供給を図る。</p>	
事業の達成状況	<p>【平成26年度】 次の事業に対し、助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問薬剤管理指導研修（163人受講） ○ 褥瘡対策研修（108人受講） ○ 医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給を行うための協議会 <p>【平成27年度】 次の事業に対し、助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問薬剤管理指導研修（578人受講） ○ 褥瘡対策研修（92人受講） ○ 医療用麻薬及び衛生材料等のリスト（小冊子）作成及び周知 <p>【平成28年度】 次の事業に対し、助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問薬剤管理指導研修（305人受講） ○ 褥瘡対策研修（86人受講） <p>【平成29年度】 次の事業に対し、助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問薬剤管理指導研修（430人受講） ○ 褥瘡対策研修（90人受講） 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 在宅訪問薬剤師と在宅医療関係者の育成を図ることができるなど、居宅等における医療の提供を更に推進することができた。</p> <p>（2）事業の効率性 薬剤師会等関係団体に委託して実施したため、効果的な周知等により、多くの人数が受講するなど、効率的な事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	8 医師等確保体制整備事業	【総事業費】 311,047 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>ア 医師の地域偏在解消のため、地域枠医師等のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 地域枠医師の配置 18 名</p> <p>イ 修学資金を貸付けた学生数 68 名</p> <p>ウ 神奈川県内の医療機関が自ら勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等を行うための研修会を実施する。(年間 1 回程度)</p> <p>エ 総合診療専門医の養成プログラムを作成し、総合診療専門医を養成する。 総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用 2 名程度</p> <p>オ 医師事務作業補助者の配置数 36 名以上</p>	
事業の達成状況	<p>【平成 28 年度】</p> <p>ア 地域医療支援センターについて、センターの業務内容や運営のあり方等を検討するため地域医療支援センター運営委員会を 3 回開催した。 臨床研修後の配置調整 3 名実施</p> <p>ウ 医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境を改善する意向のある医療機関に対してアドバイザー派遣を行う等の支援を行った。また、センターの取組内容や活用事例の周知及び、有識者による具体的な勤務環境改善の方法や好事例の講演等の、医療機関が自主的に勤務環境改善の取組を促進するための研修会を 1 回開催した。</p> <p>エ 横浜市立大学の総合診療医学教室の体制を整備し、総合診療医育成のために指導医等を配置、地域における病診連携について意見交換を行った。 総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用 0 名</p> <p>【平成 29 年度】</p> <p>ア 地域医療支援センターについて、センターの業務内容や運営のあり方等を検討するため地域医療支援センター運営委員会を 4 回開催した。 臨床研修後の配置調整 9 名実施</p> <p>ウ 医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境を改善する意向のある医療機関に対してアドバイザー派遣を行う等の支援を行った。また、センターの取組内容や活用事例の周知及び、有識者による具体的な勤務環境改善の方法や好事例の講演等の、医療機関が自主的に勤務環境改善の取組を促進するための研修会を 2 回開催した。</p> <p>エ 横浜市立大学の総合診療医学教室の体制を整備し、総合診療医育成のために指導医等の配置を実施 総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用 0 名 (29 年度)</p>	

	30年4月に1名採用
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がるとともに、医療機関の勤務環境を改善し、医療スタッフの定着・離職防止や医療安全の確保にも繋がる。</p> <p>直近の医師・歯科医師・薬剤師調査（平成28年）で、前回（平成26年）と比べ、人口10万人当たりの医師数が201.7人→205.4人と増加がみられた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>個々の医療機関の労務管理分野や医業経営分野に関するさまざまな相談ニーズに対して、医療勤務環境改善支援センターにおいて一体的に対応することができた。また、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がる支援のあり方について、地域医療支援センター運営委員会で検討してきた。総合診療医育成補助についても、横浜市立大学における事業の自走化を踏まえ、事業終了するなど既存事業見直しも行っている。</p>
その他	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	12 看護師等養成支援事業	【総事業費】 1,693,059 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域に応じた看護師等養成所の設置に必要な新築及び増改築の整備を促進し、また看護師等養成所における教育内容を充実させることにより、看護師等の養成及び確保を図る。 看護師養成カリキュラムのおよそ 3 分の 1 を占める臨地実習を担う実習受入施設に対して、教育環境を整えるための支援を行い、実践能力の高い看護師を養成する。 	
事業の達成状況	<p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間立看護師等養成所に対する運営費を補助（22 施設）することにより、看護師等の養成及び確保を図った。 <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き民間立看護師等養成所に対する運営費を補助（22 施設）した。 民間立看護師等養成所に対する施設整備に係る工事費を支援（1 施設）した。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き民間立看護師等養成所に対する運営費を補助（22 施設）した。 民間立看護師等養成所に対する施設整備に係る工事費を支援（2 施設）した。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別途 29 年度計画分で執行した。 	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>看護師養成所へ運営費や施設整備への補助を継続的に行うことにより、地域の実情に応じた看護教育の充実が図られ、安定的に看護師等を養成し、就業看護職員数の増加につなげた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>看護師等養成所が、補助金を活用して計画的な事業運営、施設整備等を行うことができ、効率的に教育環境の充実を図ることができた。</p>	
その他		

**平成 27 年度神奈川県計画に関する
事後評価
(案)**

**平成 30 年 9 月
神奈川県**

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(28年度実施状況)

- ・平成28年9月6日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(29年度実施状況)

- ・平成29年9月14日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・ 医療機関等においても、介護職が多く従事しているが、介護分野の介護従事者確保の施策を見ると、まだ薄いという印象がある。有資格者をどのくらい養成・確保するのか、資格者以外の確保も含めて、見通しがあるのか、医療側の取組みだけでは、地域包括ケア構築に向けた施策は十分実施できない可能性があり、そういう観点から密接不可分と思うので、介護従事者確保の施策に、医療側の意見も取り入れていただきたい。(平成28年9月6日 保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

平成27年度神奈川県計画に規定する目標を再掲し、平成29年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体（目標）

神奈川県内の各地域における課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう、以下を目標に設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 緩和ケア推進事業【計画期間：平成27年度～平成31年度】

- ・ 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上を目指し、がんと診断された時からの緩和ケアを推進するため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関や緩和ケア病棟、在宅医療等における緩和ケアを推進していく。
- ・ 具体的には、二次保健医療圏に1か所以上の緩和ケア病棟の整備を目指し、緩和ケア病棟整備を進めるとともに、地域における緩和ケア提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みを構築することを目標とする。
(緩和ケア病棟整備数 16 施設→ 22 施設)
(緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築 3 病院→10 病院)

イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業【計画期間：平成27年度～平成30年度】

- ・ 本県の回復期病床数は、将来の必要病床数が増加し、現状に比べ著しく不足することが予想されるため、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から不足が見込まれる回復期病床等への転換を促進する。
- ・ 病院・診療所間や在宅医療・介護の連携を図る情報システムを、医療介護総合確保区域単位で1か所以上導入する。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

ア かかりつけ歯科医普及定着推進事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】

- ・ かかりつけ歯科医を持つ者の割合 48%からの増加を目標とする。

イ 在宅医療施策推進事業【計画期間：平成27年度～平成31年度】

- ・ 在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間 1,600 人の医療従事者のスキル向上を図る。
(平成28年度～)
- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→33 市町村

ウ 小児等在宅医療連携拠点事業【計画期間：平成27年度～平成29年度】

- ・ 研修会等を通じて、540 人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図る。

エ 在宅歯科診療所設備整備事業【計画期間：平成27年度～平成30年度】

- ・ 歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、在宅歯科を実施する医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。

③ 介護施設等の整備に関する目標

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目標に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して支援を行う。

区 分	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	32,644 床 (384 ケ所)	33,710 床 (392 ケ所)	1,066 床 (8 ケ所)
介護老人保健施設	19,935 床 (184 ケ所)	20,045 床 (185 ケ所)	110 床 (1 ケ所)
ケアハウス	1,312 床 (25 ケ所)	1,312 床 (25 ケ所)	-
養護老人ホーム	1,480 床 (18 ケ所)	1,400 床 (18 ケ所)	△80 床 (-ケ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	673 床 (25 ケ所)	673 床 (25 ケ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	121 床 (5 ケ所)	121 床 (5 ケ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	191 床 (10 ケ所)	191 床 (10 ケ所)	-
認知症高齢者グループホーム	11,608 床 (705 ケ所)	11,986 床 (726 ケ所)	378 床 (21 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	1,769 床 (268 ケ所)	1,964 床 (292 ケ所)	195 床 (24 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	63 ケ所	73 ケ所	10 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	138 床 (20 ケ所)	201 床 (27 ケ所)	63 床 (7 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	2,982 床 (289 ケ所)	2,997 人 (291 ケ所)	15 人 (2 ケ所)
地域包括支援センター	340 ケ所	347 ケ所	7 ケ所

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア がん診療口腔ケア推進事業【計画期間：平成 27 年度～平成 30 年度】

- ・ 地域でがん診療の中心的役割を担う「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」が主体となり、がん患者に対する口腔ケアの必要性について、地域を含めた医療従事者の理解や知識を深める研修や啓発を行い、がん患者に対する口腔ケアを提供することを目標とする。

(全ての「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取り組みを行う 23 病院→30 病院)

イ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修【計画期間：平成 27 年度～平成 28 年度】

- ・ 病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの実施体制を構築するため、看護職等を対象に研修等を行うことで、入院患者の肺炎発症等の予防に取り組み、平均在院日数の減少を図る。
- ・ 24.0 日 (全病床) →減少を目標とする。

ウ 医師確保関連事業【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

本県においては、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労など、医療従事者の確保に関する課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数 (医療施設従事者) 193.7 人 → 239.16 人
- ・ 産科医・産婦人科医師数 699 人 (H24 年度) → 780 人 (平成 30 年度)

エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【計画期間：平成 27～平成 30 年度】

- ・ 本県の人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。
- ・ 医療ケアが必要な重度重複障害者等への支援ニーズが増加する中、慢性的に看護師が不足している。そこで、地域で暮らす重度重複障害者等に質量ともに十分なサービスを提供できるよう、看護師の養成確保を行う。
養成確保数 養成研修修了者 60 名
普及啓発研修 計 13 回開催
- ・ 認知行動療法を看護場面で実践し、精神疾患をもつ患者の回復や再発予防の促進を支援する看護師の養成を図る
養成確保数 神奈川県内で精神科病床を有する病院（69 病院）の看護師を各病院に養成
（新人看護職員 386 名・中堅看護職員 565 名）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

本県で、2025 年に見込まれる約 2.5 万人の介護人材の不足の解消に向けて、次のとおり取り組む。

- ・ 福祉・介護分野での就業希望者に対する仕事に関する理解促進や就業相談、離職した介護の資格保有者への再就職支援等に取り組み、人材の参入促進を図る。
- ・ 福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援する。
- ・ 今後、増加が見込まれる認知症や医療的ケアが必要な高齢者に対応できる介護従事者を育成するため、専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図る。
- ・ 介護ロボット導入や経営者向けセミナーの開催等により、介護の職場環境改善を図り、介護職の定着を促進する。

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 緩和ケア推進事業

- ・ 新たに 3 施設が緩和ケア病棟整備を進め、平成 29 年 12 月に 21 施設となった。

イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業

- ・ 回復期病床への機能転換を図る医療機関の施設整備事業に対して補助を行うことにより、急性期病床等から将来不足する見込みの回復期病床への転換が一定程度図られた。
急性期病床等から回復期病床への転換病床数 758 病床
- ・ 病院・診療所間や在宅医療・介護の連携を図る情報システムを、5 区域において導入した。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

ア かかりつけ歯科医普及定着推進事業（実施期間：平成 28 年度まで）

- ・ かかりつけ歯科医を持つ者の割合が、48%から 86.6%に増加した（平成 29 年度 事後アンケート実施）。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 在宅医療トレーニングセンターを設置し、4,313 人の医療従事者のスキル向上を図った。

- ・ 地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取り組みを開始した市町村数
平成 29 年度実施済み：24 市町村
平成 30 年度実施予定：33 市町村（全市町村）
- ・ 訪問診療を実施している診療所・病院数
1,455（平成 27 年度） → 1,444（平成 28 年度）
- ・ 在宅療養支援診療所数：789 カ所（H29 年度）
832 カ所（H26 年） → 869 カ所（H28 年度）

ウ 小児等在宅医療連携拠点事業

- ・ 研修会等を通じて、平成 27 年度には 202 人、平成 28 年度には 470 人、平成 29 年度には 606 人、延べ 1,278 人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図った。

エ 在宅歯科診療所設備整備事業

- ・ 在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器を計 185 か所に整備

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア がん診療口腔ケア推進事業

- ・ がん患者が適切に口腔ケアの提供を受けられるようにするため、地域歯科医師等ががん診療連携拠点病院等に派遣し、がん患者の口腔ケアに関する実習を行った。また、がん患者に係る医科と歯科の連携について事業検討会を 3 回行った。

イ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修（実施期間：平成 28 年度まで）

- ・ 病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの提供に向けて、看護職等を対象に研修を 81 回行った。（当該事業の部会にて、有識者よりアウトカム指標としている事業実施病棟の平均在院日数については、測定不能との助言を頂いた。）
- ・ 県全体平均在院日数：24.0 日（H26 年度 全病棟） → 22.5 日（H27 年度 全病棟）

ウ 医師確保関連事業

医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取り組みを実施した。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人（H24 年末）→ 205.4 人（H28 年末）
- ・ 産科医・産婦人科医師数 699 人（H24 年度） → 772 人（H28 年末）
(平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査)

エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

- ・ 看護職員向けの各種研修等により、参加した看護職員への支援を行い、看護人材の確保、質の高い看護の提供推進に努めた。

【平成 27 年度】

訪問看護師離職防止研修（横浜市実施）への補助 延 233 人受講

看護専任教員に興味のある看護師を対象とした研修を実施 延 96 人受講

看護専任教員志望の看護師を対象として看護師養成所での看護専任教員への同行（シャドウイング） 延 32 人参加、15 校が受入

- ・ 医療ケアが必要な重度重複障害者等へ対応できる看護師を養成確保した。
養成研修修了者 16名修了（受講19名）
普及啓発研修 3 回開催（受講569名）

【平成 28 年度】

訪問看護師離職防止研修（横浜市実施）への補助 延 407 人受講
看護専任教員の養成数 5 人（2 施設）

- ・ 医療ケアが必要な重度重複障害者等へ対応できる看護師を養成確保した。
養成研修修了者 20名修了（受講22名）
普及啓発研修 5 回開催（受講491名）
- ・ 県内で精神科病床を有する病院（69 病院）の看護師を対象に、認知行動療法に関する研修会を 6 回実施した。
新人看護職員研修 延べ 80 名（27 年度 33 名、28 年度 47 名）
中堅看護職員研修 延べ 93 名（27 年度 33 名、28 年度 60 名）
- ・ 精神科医師等が身体科医師等を対象として、研修等を実施し、専門的な治療を提供できる人材を確保、養成するために研修を 2 医療機関で実施した。
精神疾患を伴う救急患者に対応できる医師養成数 7 名（28 年度）
研修受講者 121 名（28 年度）

【平成 29 年度】

訪問看護師離職防止研修（横浜市実施）への補助 延 251 人受講
看護専任教員の養成数 6 人（4 施設）

- ・ 医療ケアが必要な重度重複障害者等へ対応できる看護師を養成確保した。
養成研修修了者 26名修了（受講26名）
普及啓発研修 4 回開催（受講549名）
- ・ 県内で精神科病床を有する病院（69 病院）の看護師を対象に、認知行動療法に関する研修会を 4 回実施した。
新人看護職員研修 延べ 147 名（27 年度 33 名、28 年度 47 名、29 年度 67 名）
中堅看護職員研修 延べ 145 名（27 年度 33 名、28 年度 60 名、29 年度 52 名）
- ・ 精神科医師等が身体科医師等を対象として、研修等を実施し、専門的な治療を提供できる人材を確保、養成するために研修を 2 医療機関で実施した。
精神疾患を伴う救急患者に対応できる医師養成数 11 名（28 年度 7 名、29 年度 4 名）
研修受講者 215 名（28 年度 121 名、29 年度 94 名）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

ア 緩和ケア推進事業

- ・ 緩和ケア病棟整備数は、平成 29 年 12 月に 21 施設となった。平成 30 年度以降も引き続き緩和ケア病棟を整備していく。

イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業

- ・ 本県における平成37年（2025年）の回復期の必要病床数は、約16,000床以上の不足が見込

まれる中、回復期病床への転換を図る医療機関を支援することで、不足する回復期病床への対応が一定程度図られた。

② 居宅等における医療の提供

ア かかりつけ歯科医普及定着推進事業

- ・ モデル対象団地の自治会と地域歯科医師会が、共同して事業を実施することで、地域連携の推進が図られた。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 在宅医療トレーニングセンターの運営、地域の医師会による在宅医同行研修などの実施により、2025年に向けた在宅医療の人材育成や各地域の底上げに向けた取組みを進めることができたが、在宅療養支援診療所として届け出る施設が平成28年度から29年度にかけて減少した影響により、医療施設に関する目標指標は増加していない。
- ・ 今後は、在宅医療従事者の増加に結び付くよう、取組みを継続・拡充していく必要がある。

ウ 小児等在宅医療連携拠点事業

- ・ こども医療センターの取組みとして進めている人材育成のほか、支援者向けの相談窓口も一定の成果を見せている。また、会議や取組みを通して、モデル地域における小児等在宅医療関係機関の連携も進んでおり、今後、他地域にも取組みを広げていく。

③ 介護施設等の整備

《介護分》調整中

④ 医療従事者の確保

ア がん診療口腔ケア推進事業

- ・ 地域歯科医師等をがん診療連携拠点病院等に派遣し、がん患者の口腔ケアに関する実習を行ったことにより、がん患者に対する口腔ケアの取組みの推進が図られた。また、事業検討会を行ったことで、がん診療に係る医科と歯科の連携についての課題が共有された。

イ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修

- ・ 研修等の実施により、病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの提供が一定程度図られた。今後は、事業成果を地域全体へ広めていく必要がある。

ウ 医師確保関連事業

本県の医師数は、年々増加を続けているものの、平成28年末時点で、全国の人口10万人当たり240.1人に対して、205.4人（全国39位）と全国平均を下回っている。

臨床研修医や産婦人科医の確保、定着を図る取組みなどにより、医師不足状況の課題への対応が一定程度進められ、前回調査(201.7人)と比較すると、成果はみられるが、依然として医師不足の状況にある。

エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

- ・ 訪問看護師に特化した離職防止研修については、市町村が実施する研修に対して補助することで、参加者のニーズにきめ細かく対応することができた。
- ・ 看護専任教員の養成については、平成28年度に導入した代替職員の人件費等を補助する事

業スキームは、活用が進まず、平成27年度の事業スキームほど看護専任教員を増加させることができなかった。

- ・ 医療ケアが必要な重度重複障害者等を支援する看護師の養成研修は、その日数の多さに対して修了要件が厳密に定められていることから、受講日数が不足した等の理由により、修了要件を満たさない者が居た。普及啓発研修については、平成29年度に4回開催し多数の受講があり、取組みを一定程度進めることができた。
- ・ 精神科看護職員に認知行動療法に関する研修を実施することにより、認知行動療法を実践できる看護職員の養成が一定程度進んだ。
- ・ 精神疾患を伴う身体疾患の救急患者に対する専門的な治療をできるよう研修を実施し、専門的な治療を提供できる人材の養成が進んだ。

⑤ 介護従事者の確保

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

ア 緩和ケア推進事業

- ・ 平成30年度以降も緩和ケア病棟を整備していき、平成31年度までに目標数（22施設）及び二次保健医療圏に1か所以上の緩和ケア病棟の整備を目指す。

イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業

- ・ 医療機関に対して、地域医療構想の趣旨や本事業による支援についての周知を十分に行うことで、医療機関の回復期病床への転換を促していく。

② 居宅等における医療の提供

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

③ 介護施設等の整備

《介護分》調整中

④ 医療従事者の確保

ア がん診療口腔ケア推進事業

- ・ 全ての「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取組みを行うよう、引き続き病院への働きかけを行っていく。

ウ 医師確保関連事業

- ・ 地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。

エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

- ・ 訪問看護師離職防止研修を実施し、訪問看護師の定着への取組みを進める。

- ・ 看護師等養成所に勤務する看護専任教員の資格を有しない看護師に対し、引き続き資格取得を促進するための支援を行う。
- ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修は、カリキュラムと日程の見直しを行い、普及啓発研修についても開催場所の検討等により、受講しやすくするための改善と研修の効率化を行う。
- ・ 認知行動療法に関する研修は、同療法を実践できる看護職員養成のため、精神科病院協会を通じた周知を図り、引き続き実施していく。

⑤ 介護従事者の確保

《介護分》調整中

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横浜圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	14,465 床 (144 ケ所)	14,764 床 (146 ケ所)	299 床 (2 ケ所)
介護老人保健施設	9,543 床 (81 ケ所)	9,543 床 (81 ケ所)	-
ケアハウス	380 床 (5 ケ所)	380 床 (5 ケ所)	-
養護老人ホーム	628 床 (6 ケ所)	548 床 (6 ケ所)	△80 床 (-ケ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床 (2 ケ所)	55 床 (2 ケ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	22 床 (1 ケ所)	22 床 (1 ケ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	16 床 (1 ケ所)	16 床 (1 ケ所)	-
認知症高齢者グループホーム	4,945 床 (294 ケ所)	5,089 床 (302 ケ所)	144 床 (8 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	788 床 (124 ケ所)	914 床 (138 ケ所)	126 床 (14 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	36 ケ所	39 ケ所	3 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	63 床 (9 ケ所)	81 床 (11 ケ所)	18 床 (2 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	1,453 人 (138 ケ所)	1,453 人 (138 ケ所)	-
地域包括支援センター	138 ケ所	138 ケ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

□横浜圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 1市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、各事業項目の開始に向けて取組みを進めており、平成30年度に全市町村で全ての取組みを開始できるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 川崎圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,834 床 (52 ケ所)	4,158 床 (55 ケ所)	324 床 (3 ケ所)
介護老人保健施設	2,281 床 (21 ケ所)	2,281 床 (21 ケ所)	-
ケアハウス	264 床 (3 ケ所)	264 床 (3 ケ所)	-
養護老人ホーム	190 床 (2 ケ所)	190 床 (2 ケ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	274 床(10 ケ所)	274 床 (10 ケ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	-	-	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	-	-	-
認知症高齢者グループホーム	1,837 床 (110 ケ所)	2,017 床 (120 ケ所)	180 床 (10 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	275 床 (39 ケ所)	320 床 (44 ケ所)	45 人(5 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	11 ケ所	12 ケ所	1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	37 床 (5 ケ所)	55 床 (7 ケ所)	18 床 (2 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	591 人 (56 ケ所)	591 人 (56 ケ所)	-
地域包括支援センター	49 ケ所	49 ケ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

□川崎圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 1市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、各事業項目の開始に向けて取組みを進めており、平成30年度に全市町村で全ての取組みを開始できるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 相模原圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,987 床 (41 ヶ所)	2,987 床 (41 ヶ所)	-
介護老人保健施設	1,231 床 (12 ヶ所)	1,231 床 (12 ヶ所)	-
ケアハウス	122 床 (4 ヶ所)	122 床 (4 ヶ所)	-
養護老人ホーム	80 床 (1 ヶ所)	80 床 (1 ヶ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床 (1 ヶ所)	29 床 (1 ヶ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	-	-	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	96 床 (5 ヶ所)	96 床 (5 ヶ所)	-
認知症高齢者グループホーム	1,022 床 (60 ヶ所)	1,058 床 (62 ヶ所)	36 床 (2 ヶ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	98 床 (18 ヶ所)	117 床 (22 ヶ所)	19 床 (4 ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ヶ所	3 ヶ所	1 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	9 床 (1 ヶ所)	9 床 (1 ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	162 人 (17 ヶ所)	162 人 (17 ヶ所)	-
地域包括支援センター	26 ヶ所	29 ヶ所	3 ヶ所

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

□相模原圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 1市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、各事業項目の開始に向けて取組みを進めており、平成 30 年度に全市町村で全ての取組みを開始できるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横須賀・三浦圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→5 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,365 床 (39 ケ所)	3,395 床 (39 ケ所)	30 床 (-ケ所)
介護老人保健施設	1,881 床 (19 ケ所)	1,881 床 (19 ケ所)	-
ケアハウス	150 床 (2 ケ所)	150 床 (2 ケ所)	-
養護老人ホーム	152 床 (3 ケ所)	152 床 (3 ケ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床 (1 ケ所)	29 床 (1 ケ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	16 床 (1 ケ所)	16 床 (1 ケ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	20 床 (1 ケ所)	20 床 (1 ケ所)	-
認知症高齢者グループホーム	1,111 床 (77 ケ所)	1,129 床 (78 ケ所)	18 床 (1 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	123 床 (18 ケ所)	128 床 (19 ケ所)	5 床 (1 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所	9 ケ所	3 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	6 床 (1 ケ所)	15 床 (2 ケ所)	9 床 (1 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	285 人 (28 ケ所)	285 人 (28 ケ所)	-
地域包括支援センター	27 ケ所	27 ケ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

□横須賀・三浦圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 2市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、各事業項目の開始に向けて取組みを進めており、平成 30 年度に全市町村で全ての取組みを開始できるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南東部圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→3 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	1,754 床 (24 ヶ所)	1,874 床 (25 ヶ所)	120 床 (1 ヶ所)
介護老人保健施設	1,216 床 (12 ヶ所)	1,316 床 (13 ヶ所)	100 床 (1 ヶ所)
ケアハウス	80 床 (2 ヶ所)	80 床 (2 ヶ所)	-
養護老人ホーム	200 床 (2 ヶ所)	200 床 (2 ヶ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床 (3 ヶ所)	74 床 (3 ヶ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	-	-	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	-	-	-
認知症高齢者グループホーム	696 床 (41 ヶ所)	696 床 (41 ヶ所)	-
小規模多機能型居宅介護事業所	180 床 (25 ヶ所)	180 床 (25 ヶ所)	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ヶ所	3 ヶ所	1 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15 床 (2 ヶ所)	24 床 (3 ヶ所)	9 床 (1 ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	131 人 (12 ヶ所)	131 人 (12 ヶ所)	-
地域包括支援センター	28 ヶ所	29 ヶ所	1 ヶ所

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

□湘南東部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 3市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、各事業項目の開始に向けて取組みを進めており、平成30年度に全市町村で全ての取組みを開始できるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南西部圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→5 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,054 床 (26 ケ所)	2,104 床 (26 ケ所)	50 床 (-ケ所)
介護老人保健施設	1,184 床 (12 ケ所)	1,194 床 (12 ケ所)	10 床 (-ケ所)
ケアハウス	226 床 (6 ケ所)	226 床 (6 ケ所)	-
養護老人ホーム	120 床 (2 ケ所)	120 床 (2 ケ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	111 床 (4 ケ所)	111 床 (4 ケ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	54 床 (2 ケ所)	54 床 (2 ケ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	29 床 (1 ケ所)	29 床 (1 ケ所)	-
認知症高齢者グループホーム	629 床 (40 ケ所)	629 床 (40 ケ所)	-
小規模多機能型居宅介護事業所	126 床 (18 ケ所)	126 床 (18 ケ所)	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	10 床 (2 ケ所)	10 床 (2 ケ所)	-
認知症対応型デイサービスセンター	127 人 (13 ケ所)	127 人 (13 ケ所)	-
地域包括支援センター	25 ケ所	25 ケ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

□湘南西部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 3市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、各事業項目の開始に向けて取組みを進めており、平成30年度に全市町村で全ての取組みを開始できるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県央圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→7 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,653 床 (39 ケ所)	2,896 床 (41 ケ所)	243 床 (2 ケ所)
介護老人保健施設	1,576 床 (17 ケ所)	1,576 床 (17 ケ所)	-
ケアハウス	60 床 (2 ケ所)	60 床 (2 ケ所)	-
養護老人ホーム	110 床 (2 ケ所)	110 床 (2 ケ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	47 床 (2 ケ所)	47 床 (2 ケ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	29 床 (1 ケ所)	29 床 (1 ケ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	30 床 (2 ケ所)	30 床 (2 ケ所)	-
認知症高齢者グループホーム	768 床 (46 ケ所)	768 床 (46 ケ所)	-
小規模多機能型居宅介護事業所	103 床 (16 ケ所)	103 床 (16 ケ所)	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	2 ケ所	-
看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-
認知症対応型デイサービスセンター	177 人 (17 ケ所)	189 人 (18 ケ所)	12 人 (1 ケ所)
地域包括支援センター	33 ケ所	33 ケ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

□ 県央圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 4市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、各事業項目の開始に向けて取組みを進めており、平成 30 年度に全市町村で全ての取組みを開始できるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県西圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→10 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	1,532 床 (19 ヶ所)	1,532 床 (19 ヶ所)	-
介護老人保健施設	1,023 床 (10 ヶ所)	1,023 床 (10 ヶ所)	-
ケアハウス	30 床 (1 ヶ所)	30 床 (1 ヶ所)	-
養護老人ホーム	-	-	-
地域密着型特別養護老人ホーム	54 床 (2 ヶ所)	54 床 (2 ヶ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	-	-	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	-	-	-
認知症高齢者グループホーム	600 床 (37 ヶ所)	600 床 (37 ヶ所)	-
小規模多機能型居宅介護事業所	76 床 (10 ヶ所)	76 床 (10 ヶ所)	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ヶ所	2 ヶ所	-
看護小規模多機能型居宅介護事業所	7 床 (1 ヶ所)	7 床 (1 ヶ所)	-
認知症対応型デイサービスセンター	56 人 (8 ヶ所)	59 人 (9 ヶ所)	3 人 (1 ヶ所)
地域包括支援センター	14 ヶ所	17 ヶ所	3 ヶ所

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

□ 県西圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 9市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、各事業項目の開始に向けて取組みを進めており、平成 30 年度に全市町村で全ての取組みを開始できるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成27年度神奈川県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 1】 緩和ケア推進事業	【総事業費】 880,318 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	身近な地域で、安心して充実した緩和ケアが受けられるよう、二次保健医療圏に 1 か所以上の緩和ケア病棟の整備を目指すとともに、地域における緩和ケアの提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みの構築を図る必要がある。 アウトカム指標値： -	
事業の内容(当初計画)	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備として緩和ケア病棟整備や、地域における緩和ケア体制の充実のためのネットワークの構築・運営を支援する事業に対して、その経費の一部を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	緩和ケア病棟整備数 16 施設 (27 年度) →22 施設 (31 年度) 緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築 3 病院 (27 年度) →10 病院 (31 年度)	
アウトプット指標 (達成値)	緩和ケア病棟整備数 16 施設→21 施設 (平成 29 年 12 月現在) 緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築 3 病院→6 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： - (1) 事業の有効性 二次保健医療圏に 1 か所以上の緩和ケア病棟を整備することにより、身近な地域で安心して充実した緩和ケアが受けられるようになる。 また、緩和ケア病棟整備済みの医療機関を対象に、緩和ケア人材育成やネットワークの構築・運営を支援することにより、在宅における緩和ケア提供体制も推進される。 (2) 事業の効率性 緩和ケア病棟が未整備である二次保健医療圏への病棟整備に向けて、県がん診療連携指定病院の指定を希望する病院等に働きかけを行うことにより、がん診療連携体制の強化と緩和ケア提供体制の充実が相乗的に推進される。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 2】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費】 3,522,521 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関、医療関係団体	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県においては、平成 37 年(2025 年)に回復期病床が現状と比べて約 16,000 床以上不足する見込みであるため、他区分からの転換を促すなどして、回復期病床の増床を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標値：回復期病床の増</p>	
事業の内容(当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> 急性期及び療養病床等から地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床への転換を行う医療機関の施設・設備整備に対して助成する。 医師及び看護師等に対して複数の病棟で質の高い医療を提供できるような人材の育成・確保のための研修を医師会や看護協会等の医療関係団体へ委託する等して実施する。 病院・診療所間での連携や在宅医療・介護の連携、情報共有を図るための、情報システムを導入する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 回復期病床への機能転換を図る医療機関の施設・設備整備事業に対して助成することにより、回復期病床の増床を図る。 27 年度基金を活用して整備を行う回復期病床数 1,000 床(30 年度まで) 病床機能分化・転換に伴い、高度急性期から慢性期までの異なる病床機能の病棟に従事する可能性のある医療従事者に対して、キャリアパスを意識した研修・教育プログラムを作成・実施することにより、異なる病床機能の病棟及び在宅医療においても質の高い医療・看護が提供できる人材を確保・養成する。 病院・診療所間連携及び在宅医療・介護の連携を図る情報システムを医療介護総合確保区域単位で導入する。 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> 回復期病床への機能転換を図る医療機関の施設整備事業について補助を行い、回復期病床の増床を図った。 (平成 27 年度：91 床分、平成 28 年度：360 床分、平成 29 年度：307 床) 病院・診療所間連携及び在宅医療・介護の連携を図る情報システムを 5 区域で導入(26 年度計画と一体的に実施) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 指標値：758 床</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業での支援の実施により、急性期病床等から回復期病床への病床の転換整備を一定程度進めることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 限りある医療資源について、急性期病床等から回復期病床へ機能転換を促すことにより、効率的に回復期病床の増床を図る。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	【No. 4】 在宅医療施策推進事業	【総事業費】	320,705 千円						
事業の対象となる区域	県全域								
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県医師会、郡市区医師会								
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了								
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療提供体制の強化に向けて、在宅医療従事者、特に在宅医療を行う医師を増やす必要がある。 ・在宅医療に取り組むにあたり、在宅での医療的ケアの技術の習得や多職種の連携構築が課題となっている。 ・地域の医療関係者の意識向上、在宅医療の底上げにより、全市町村で、在宅医療と介護の連携を円滑に進められるようにしていく必要がある。 <p>アウトカム指標値：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）の取り組みにおいて、国が示した事業項目全て開始した市町村数：0 市町村→33 市町村 ・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成 27 年度） → 2,139（平成 35 年度） ・在宅療養支援診療所数の増 832 カ所（H26 年）→1,302 カ所（H35 年度目標） 								
事業の内容（当初計画）	<p>県内において、広域的または補完的に在宅医療施策を推進するため、在宅医療に係る必要な情報共有主段の構築、必要な研修などの事業に係る経費に対して助成する。</p> <p>ア 在宅医療トレーニングセンター事業 イ 郡市区医師会が実施する在宅医療の推進に資する事業</p>								
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間 1,600 人の医療従事者のスキル向上を図る。（平成 28 年度～） ・郡市区医師会が市町村と連携して在宅医療の推進に資する事業を実施する区域数：8 区域 								
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 10 月から在宅医療トレーニングセンターの運営を開始し、4,313 人の在宅医療従事者等のスキル向上を図った。（平成 26 年度計画事業と一体的に実施） ・郡市区医師会が市町村と連携して在宅医療の推進に資する事業を実施した区域数：6 区域（平成 29 年度まで） 								
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）の取り組みにおいて、国が示した事業項目全て開始した市町村数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>平成28年度実施済み</td> <td>平成29年度実施済み</td> <td>平成30年度実施予定</td> </tr> <tr> <td>10市町</td> <td>24市町村</td> <td>33市町村</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を実施している診療所・病院数： 1,455（平成 27 年度） → 1,444（平成 29 年度） ・在宅療養支援診療所数：832 カ所（H26 年）→789 カ所（H29 年度） 			平成28年度実施済み	平成29年度実施済み	平成30年度実施予定	10市町	24市町村	33市町村
平成28年度実施済み	平成29年度実施済み	平成30年度実施予定							
10市町	24市町村	33市町村							

	<p>(1) 事業の有効性 地域の医師会の、在宅医療に係る自主的な取組みを促すことで、地域の在宅医療の底上げを図り、市町村の地域支援事業の取組みの推進を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県医師会を経由することで、地域の医師会や在宅医療従事者への効果的な働きかけ、効率的な事業実施ができた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 5】 小児等在宅医療連携拠点事業	【総事業費】 18,538 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	NICU（新生児集中治療管理室）等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養することができるよう、地域の医療者等の在宅療養のスキル向上や地域の関係機関の連携構築を図り小児等の在宅療養を支える体制を構築する必要がある。	
	アウトカム指標値：－	
事業の内容（当初計画）	在宅療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族が地域での療養生活を支える体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修会等を通じて、540 人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図る。	
アウトプット指標（達成値）	研修会（27 年度 6 回、28 年度 11 回、29 年度 13 回実施）等を通じて、1,278 人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図った。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：－	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>会議や課題を解決するための具体的な取組みを通して、地域の小児等在宅医療に現場で携わる関係機関同士で顔の見える関係性が構築され、積極的な意見交換や連携が可能となった。</p> <p>また、地域全体の現在の医療・福祉等の資源が認識され、地域で必要な取組みが明確になった。</p> <p>県立こども医療センターにおいて実施している支援者向け相談窓口の実績は 27 年度 549 件、28 年度 723 件、平成 29 年度 622 件と推移しており、医療・介護・行政各機関の小児等在宅医療への関心や取組みが活発であることが伺える。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>茅ヶ崎地域のモデル事業の成果を活用し、厚木、小田原地域で課題の抽出や解決策の検討を進めており、今後も効果的な事業実施に取り組む。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6】 在宅歯科診療所設備整備事業	【総事業費】 247,393 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、一般社団法人神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア提供体制の構築に向けて、在宅医療提供体制の充実にあたっては、医科だけでなく、歯科や介護と連携しながら進めていくことが重要である。 ・在宅歯科医療提供体制の強化に向けては、在宅歯科医療を提供可能な歯科医療機関数、さらに、各歯科医療機関での対応可能人数等を増やすことも必要だが、訪問診療用の設備の導入コストが障壁となっている。 	
	アウトカム指標値： 訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 機関（平成 26 年度）→982 機関（平成 35 年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の在宅歯科医療用機器等の整備に係る経費に対し助成する。 イ アで整備を行う在宅歯科医療用機器等に係る検討のため開催する委員会の経費に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療用機器等の整備を進めることにより、在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、既に実施している歯科医療機関の機器の充実を図る。（285 か所）	
アウトプット指標（達成値）	・在宅歯科医療用機器を 185 か所に整備した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった （1）事業の有効性 在宅歯科医療に積極的に取り組む意欲のある歯科医療機関への支援によって、在宅歯科医療の参入促進、在宅歯科医療提供体制の充実強化が進むと考えられる。 導入後の利用状況の報告を元に、一部の利用率が上がっていない歯科診療所については、有効に活用されるよう働きかけていく。 （2）事業の効率性 県歯科医師会においてとりまとめのうえ整備を行うことで、効果的に整備を進めることができるほか、地域ごとの在宅歯科に必要な機器の普及状況、利用状況等を一括で効率的に把握できる。	
その他	平成 30 年度より、在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関に対してのみ補助を行う。	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 8】 がん診療口腔ケア推進事業	【総事業費】 12,168 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア がん診療連携拠点病院、神奈川県がん診療連携指定病院 イ 神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	がん患者が適切に口腔ケアの提供を受けられるようにするため、地域でがん診療の中心的役割を担う「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」が主体となり、がん患者に対する口腔ケアの必要性について、広く地域を含めた医療従事者の理解や知識を深めることを目標とする。	
	アウトカム指標値：－	
事業の内容（当初計画）	ア 地域を含めた医療従事者が、がん患者の口腔ケアに関する基本的知識や必要性を理解し、がん患者に対する口腔ケアの実施を推進するため、歯科医師会と連携協力して、院内でがん診療に携わる医療従事者や地域の医師・歯科医師等を対象とした研修会を開催する「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」に対して、その経費の一部を助成する。 イ がん患者が適切に口腔ケアの提供を受けられるようにするため、地域歯科医師等をがん診療連携拠点病院等に派遣し、がん患者の口腔ケアに関する実習を行うこと及び事業検討会に係る開催経費の一部を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	全ての「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取組みを行う。23 病院→30 病院	
アウトプット指標（達成値）	23 病院（平成 27 年度）→30 病院（平成 30 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業による研修会の実施により、がん診療連携拠点病院等の医療従事者における、がん診療に係る口腔ケアに対する認識が着実に向上している。また、地域歯科側において実習を行うことで、がん診療連携拠点病院等から地域歯科に紹介された場合においても、適切に口腔ケアを提供できることが期待される。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>実施主体の取組みに対して補助することにより、主体的な取組みを促すことができたため、がん診療連携拠点病院等のがん患者の口腔ケアに対する認識の向上につながった。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10】 臨床研修医確保・定着支援事業	【総事業費】 20, 618 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、医療関係団体	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	臨床研修及び臨床研修終了後の県内定着を図ることにより、医師不足状況に対処するとともに、医療提供体制の確保を図る。	
	アウトカム指標値： 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）193.7 人（平成 24 年度末）→ 239.16 人（平成 31 年）	
事業の内容（当初計画）	医学生を対象に県内臨床研修病院による合同説明会を開催すると共に、確保した臨床研修医に対するオリエンテーションを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	不足している診療科の医師の確保や医師の県内定着を図るため、合同説明会等を実施する。 ・臨床研修医の採用数：都道府県定員上限数の採用を目指す	
アウトプット指標（達成値）	・平成 29 年度臨床研修医の採用数 591 人（募集定員 688 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた（平成 28 年 12 月時点：205.4 人）	
	<p>（1）事業の有効性 全国の医学生を対象に、県内臨床研修病院の PR を行う臨床研修病院合同説明会を地域医療支援センターと一体となって平成 30 年 3 月に実施した。</p> <p>（2）事業の効率性 県医師会と共同開催し、県内臨床研修病院の 8 割超が出展、資料提供で参加した。当日訪れた医学生等は 55 名で、参加者一人当たり約 5 つの臨床研修病院から説明を受け、効率的に県内の臨床研修病院を PR することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 11】 産科等医師確保支援事業	【総事業費】 394,457 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 神奈川県産科婦人科医会、医学部を有する大学のうち、県内に付属病院を有するもの イ 分娩取扱施設 ウ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 エ 神奈川県 オ 帝王切開術を行う分娩取扱医療機関	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来県内において産科等に従事する医師を確保・育成するほか、産科勤務医等の処遇を改善することで、県内で従事する産科医・産婦人科医師数の増加を図る必要がある。 アウトカム指標値：全県の産科医・産婦人科医師数 ・全県の産科医・産婦人科医師数 744 人（平成 26 年）→ 780 人（平成 30 年度） ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 10.18 人（平成 28 年）→ 現状維持	
事業の内容（当初計画）	ア 産婦人科医の県内の定着を図るため、医学生及び研修医を対象とした産婦人科医師を確保するための研修会の開催等に必要な経費に対して支援を実施する。 イ 現職の勤務医等の継続的就労の促進に資するため、産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して補助する。 ウ 産婦人科専門医の取得を目指す産婦人科専攻医を受け入れており、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助する。 エ 横浜市立大学における産科等医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後 9 年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付けを行う。 オ 医療機関が帝王切開術のために対応する産科医師を確保する経費に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	産婦人科医師を確保するための研修会の開催等に必要な経費に対して支援を実施し、産婦人科医の県内の定着を図る。 ・修学資金貸与人数（産科医師修学資金）30 名	
アウトプット指標（達成値）	・修学資金貸与人数（産科医師修学資金）30 名（平成 29 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた 744 人（H26 年末）→ 772 人（H28 年末） （1）事業の有効性 本事業の実施により、産科医師の増加が図られるほか、周産期医療体制の質の向上にも繋がる。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>初期研修医等に対し、産科に興味をもつきっかけとなる研修を実施した県内に医学部を有する大学に対し、補助を行ってきたが、大学による事業の自走化により補助事業の見直し（平成 29 年度で廃止）なども行っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12】 女性医師等就労支援事業	【総事業費】 475,893 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	女性医師等の就業支援を実施する医療機関	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	働く医師の勤務環境を悪化させる要因の一つである、出産、育児等による女性医師等の離職及びその後の復職の難しさを改善するため、働きやすい環境を整備する。	
	アウトカム指標値： ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人→239.16 人 ・看護職員の離職率 14.1%の維持（平成 30 年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 女性医師等の離職防止等を図るため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備などの経費に対して支援する。 イ 保育施設を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24 時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。 ウ 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。	
アウトプット指標 （達成値）	平成 28 年度も改めて医療機関への要望調査を行い、モデル事業の実施を検討したが、回答数がほとんどないため、次につながらなかった。医師個人を対象としたアンケート及び関係者との意見交換などにより支援ニーズをさらに精査し、30 年度事業化に向けての検討を目指す。 【平成 29 年度】 ・院内保育事業運営費補助実績数 124 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 平成 30 年秋頃に実施する看護職員就業実態調査で判明	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>国の「働き方改革実行計画」のロードマップにおいても「女性の復職など多様な女性活躍の推進」が挙げられており、有効である。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>大きなテーマのため、病院等の医療業界の勤務慣行（例：応召義務）の抜本的な見直しを伴うものであり、ニーズの掘り起こしに苦慮しているが、先ず、医師、看護師等の昼間の託児施設への支援、働き方改革の普及推進など、効率的なものから着手していくこととしたい。</p>	
その他		

事業の区分	4：医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 13】 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	【総事業費】 4,370千円
事業の対象となる区域	横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>障害福祉サービス事業所等において、医療ケアが必要な重度重複障害児者等への支援ニーズが増加しているが、障害福祉分野における看護に対する低い認知度や、重度重複障害者等に対するケアの特殊性などにより、慢性的に看護師が不足している。</p> <p>アウトカム指標：－</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>神奈川県より神奈川県看護協会が委託を受け、看護師を対象として、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護について、福祉現場での実習や特定の専門分野に関する知識と技術を習得する研修を実施することで、障害福祉サービス事業所等や入所施設において必要な重度重複障害者等のケアを行う専門看護師の養成確保、人材の定着を図る。また、あわせて福祉現場の第一線における看護の必要性について普及啓発を図る。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師養成研修修了者 60名 ・普及啓発研修 障害保健福祉圏域を基本に実施し、計13回開催 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修修了者 62名修了（受講67名） ・普及啓発研修 12回開催（受講1,609名） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標値：－</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>平成29年度看護職員養成研修について、研修の満足度は「満足」と「まあ満足」を合わせると97%であった。また、研修習得状況について、「予想以上に習得」から「あまり変化なし」まで自己評価をしたところ、「予想以上に習得」と「習得できた」を合わせると、85%に達した。</p> <p>また、4ヶ所で実施した平成29年度看護職向け及び看護学生向けの研修において、看護職向け研修では「重心児の体を体感できる貴重な研修だった」等、高評価を得られ、受講者の96%が「研修受講で、重症心身障害児者の看護への興味、関心が高まった」と回答した。さらに受講者の92%が「今後も重症心身障害児者に関わる仕事を続けたい、または将来携わりたいと思う」と回答した。看護学生向け研修では、約61%の学生が講演の内容を友人や家族に話し、約87%の学生が興味・関心が高まったと回答していた。さらに、「将来、重症心身障害児者に関わる仕事をしてみたい」と思った割合は約37%となった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>本事業は、看護師等に向けた研修・広報を効果的に行うことのできる事業者として神奈川県看護協会に委託して実施しており、上記のとおり効果の高い研修を行うことができていることから、受講者に合わせて効率的に事業を実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 14】 訪問看護師離職防止事業	【総事業費】 2,800 千円
事業の対象となる区域	横浜	
事業の実施主体	横浜市	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・横浜市の訪問看護師離職率（H25 年度 16.3%）が病院における離職率の全国平均に比べ高い数値となっている。	
	アウトカム指標： 横浜市の訪問看護師離職率 11.0%	
事業の内容（当初計画）	訪問看護に従事している看護職員を対象とし、離職防止を目的とした研修にかかる経費に対し補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	訪問看護に従事している看護職員を対象とした研修の実施 【平成 27 年度】 ・研修回数：5 回 ・研修受講者数：260 人 【平成 28 年度】 ・研修回数：7 回 ・研修受講者数：440 人 【平成 29 年度】 ・研修回数：7 回 ・研修受講者数：260 人	
アウトプット指標 （達成値）	研修の実施と受講者数 【平成 27 年度】 ・研修回数：5 回開催 ・研修受講者数：延 233 人 【平成 28 年度】 ・研修回数：7 回開催 ・研修受講者数：延 407 人 【平成 29 年度】 ・研修回数：7 回 ・研修受講者数：延 251 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 30 年 9 月頃に実施する調査結果で確認する。 （※参考：神奈川県看護職員就業実態調査（訪問看護ステーション）平成 28 年度調査（平成 27 年度実態）において、横浜市の訪問看護師離職率は 16.8%、同じく、平成 29 年度調査（平成 28 年度実態）の結果は 15.7%である）	
	（1）事業の有効性 新採用者・中堅看護職員・管理者など幅広い職種の看護職員を対象に研修を行い、横浜市内の訪問看護ステーションの離職率の低下を図った。 （2）事業の効率性 市町村が実施する研修に対して補助することで、参加者のニーズにきめ細かく対応することができた。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 15】 精神疾患に対応する医療従事者確保事業	【総事業費】 39,582 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 一般社団法人神奈川県精神科病院協会 イ 東海大学、北里研究所	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、統合失調症は減少する一方で、認知症、うつ病の罹患者が増加する等、精神科領域の疾病構造が変化し多様化している。 ・精神科医療機関の医師や看護職員が、この変化に対応するため精神疾患について専門性の高い知識の習得が必要である。 	
	アウトカム指標値： 養成を行った看護師数 新人看護職員 386 名 中堅看護職員 565 名	
事業の内容（当初計画）	ア 神奈川県内の精神科看護に従事する新人看護職員と中堅看護職員それぞれに対し、認知行動療法等に関する研修を行い、精神科医療に従事する専門職として、良質な看護サービスを提供するための知識や技術の習得を図るとともに、その人材を確保、養成する。 イ 精神疾患を伴う身体疾患の救急患者に対する治療の中心的な役割を担う救急医療機関（拠点病院）において、精神科医師等が身体科医師等を対象として、研修等を実施し、専門的な治療を提供できる人材を確保、養成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	各精神科医療機関ごとに新人看護職員研修受講者 3 名、中堅看護職員研修受講者 4 名をそれぞれ養成する 新人看護職員 207 名 中堅看護職員 276 名	
アウトプット指標（達成値）	ア 新人看護職員 147 名（27 年度 33 名、28 年度 47 名、29 年度 67 名） 中堅看護職員 145 名（27 年度 33 名、28 年度 60 名、29 年度 52 名） イ 精神疾患を伴う救急患者に対応できる医師養成数 11 名（28 年度 7 名、29 年度 4 名） 研修受講者 215 名（28 年度 121 名、29 年度 94 名）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： — ア 養成を行った看護師数 新人看護職員 147 名 中堅看護職員 145 名 イ 精神疾患を伴う救急患者に対応できる医師の増 9 名（平成 27 年度）→16 名（平成 28 年度）→20 名（平成 29 年度）	
	（1）事業の有効性 ア 県内の精神科医療機関において、認知行動療法を用いた看護実践が進み、患者とのコミュニケーションに役立ったとの事後アンケート結果もあり、有効性は高い。	

	<p>イ 県内の医療機関において、精神疾患を伴う身体疾患の救急患者に対する専門的な治療をできる医師が増えており、有効性は高い。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ア 県全体の看護職員を対象に認知行動療法の研修を行うことにより、各医療機関に対して一定の水準で、認知行動療法の実践が図られる。</p> <p>イ 精神疾患を伴う身体疾患の救急患者に対する専門的な治療の研修を実施することで、専門的な治療を提供できる。</p>
その他	

**平成 28 年度神奈川県計画に関する
事後評価
(案)**

**平成 30 年 9 月
神奈川県**

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(29年度実施状況)

・平成29年9月14日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

2. 目標の達成状況

平成28年度神奈川県計画に規定する目標を再掲し、平成29年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体（目標）

平成37年（2025年）に向けて、各地域における課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

神奈川県における回復期病床は、平成37年（2025年）の必要病床数が、現状に比べ約1万6千床不足すると見込まれていることから、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。

【定量的な目標値】

- 回復期病床（平成27年7月時点） 4,958床 → 470床の増（平成30年度目標）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

神奈川県においては、平成37年（2025年）に向けて、在宅医療等の患者数が大幅に増加（約1.6倍）すると推計されており、在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させることを目指す。

【定量的な目標値】

- 在宅療養支援診療所・病院数
918（平成27年度） → 1,302（平成35年度）
- 訪問診療を実施している診療所・病院数
1,455（平成27年度） → 2,139（平成35年度）
- 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数
733カ所（平成26年） → 990カ所（平成29年度目標）
- 訪問看護事業所数 523カ所（平成27年4月） → 563カ所（平成29年度目標）
- 在宅看取りを実施している診療所・病院数 321カ所（平成26年）
→ 344カ所（平成29年目標）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して、支援を行う。

【定量的な目標値】

区分	平成27年度(A) (定員数/施設数)	平成28年度(B) (定員数/施設数)	増減(B)-(A) (定員数/施設数)
特別養護老人ホーム	33,498床/364ヶ所	34,814床/377ヶ所	1,316床/13ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	564床/20ヶ所	651床/23ヶ所	87床/3ヶ所

養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,400 床／18 ヶ所	1,400 床／18 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,051 床／187 ヶ所	20,051 床／187 ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	121 床／5 ヶ所	121 床／5 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床／25 ヶ所	1,310 床／25 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ヶ所	191 床／10 ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	69 ヶ所	81 ヶ所	12 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	1,824 床／275 ヶ所	2,059 床／301 ヶ所	235 床／26 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	3,003 人／293 ヶ所	3,015 人／294 ヶ所	12 人／1 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	11,739 床／711 ヶ所	12,108 床／732 ヶ所	369 床／21 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	202 床／28 ヶ所	295 床／38 ヶ所	93 床／10 ヶ所
介護予防拠点	48 ヶ所	48 ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	349 ヶ所	356 ヶ所	7 ヶ所
生活支援ハウス	1 ヶ所	1 ヶ所	-ヶ所
施設内保育施設	13 ヶ所	13 ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	575 ヶ所	575 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	64 床／33 ヶ所	64 床／33 ヶ所	-床／-ヶ所

注 1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注 2 平成 27 年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成 28 年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成 28 年度計画から除いている。

④ 医療従事者の確保に関する目標

将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すためには、医療従事者の確保・養成が重要である。

神奈川県においては、医療従事者数が概ね全国平均を下回っているため、不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

ア 医師の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回り、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を有しており、これらの課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）
201.7 人（平成 26 年 12 月） → 245.3 人（平成 32 年度目標）
- ・ 産科医・産婦人科医師数 699 人（平成 24 年度） → 750 人（平成 29 年度目標）

【定量的な目標値】

- ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 39 カ所（現状維持）
- ・ 分娩取扱件数 65,334 件（現状維持）

イ 看護職員の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養

成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 就業する看護職員数の増 75,663 人（平成 26 年 12 月） → 増加
※具体的な目標値は、「看護職員需給推計」の推計（平成 29 年予定）後に設定する。

ウ 歯科関係人材の確保

神奈川県内の 1 診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 歯科衛生士就業人数 7,619 人（平成 26 年度） → 5%増加（平成 28 年度目標）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

神奈川県においては、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）までに、さらなる人材確保対策を講じなければ、県内で約 25,000 人の介護人材が不足する見通しとなっているため、介護人材の量的確保を図ることを目標とする。

あわせて、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応することができるよう介護職員の資質向上への具体的な方策を講じることで、介護人材の質的確保も図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 福祉人材キャリア支援専門員による相談支援数 852 件（平成 27 年度） → 増加
- ・ 生活支援・移動サービスの担い手養成者数 1,040 人

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

【計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度】

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助は 27 年度計画の基金を活用して執行した。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 在宅療養支援診療所・病院数 918 カ所（平成 27 年度） → 853 カ所（平成 29 年度）
- ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数については、3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。
- ・ 訪問看護事業所数 523 カ所（平成 27 年 4 月） → 613 カ所（平成 29 年 3 月）
- ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数については、3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。

- ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人(H24) → 205.4 人(H28)
- ・産科医・産婦人科医師数 699 人（H24 年度） → 773 人

（平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査）

イ 看護職員の確保

神奈川県の人10万人当たりの就業看護職員数は県内の就業看護職員数は、2年間で560人(0.7%)増加した。

- ・就業する看護職員数の増 75,663人（平成26年12月） → 76,223（平成28年12月）

ウ 歯科関係人材の確保

- ・未就業歯科衛生士の復職を支援するため、講習会及び就業支援を実施した。
43名受講（3日間コース・1回）
- ・在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施した。
61名受講（1日・2回）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

- ・地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・医療、介護、行政に携わる職員の連携体制の構築などが図られているが、在宅療養支援診療所として届け出る施設は平成 28 年度から 29 年度にかけて減少した。
- ・在宅医療サービスを提供する歯科診療所数については、3年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断することとしているが、歯科医師や歯科衛生士等の医療従事者、ケアマネジャー等の介護従事者に対して在宅歯科医療に関する研修等を行うことにより、人材育成が図られ、在宅歯科医療の体制整備が一定程度進んだ。
- ・訪問看護に従事する看護職員の質の向上に資するための研修を実施し、訪問看護に必要な知識・技術を習得した看護職員の増加を図った。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

本県の医師数は、年々増加を続けているものの、平成28年末時点で、全国の人口10万人当たり240.1人に対して、205.4人（全国39位）と全国平均を下回り、依然として医師不足の状況にある。

このため、臨床研修医や産婦人科医の確保、定着を図る取組みを行うほか、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備、女性医師等の離職防止や再就業の促進に向けて、医療勤務環境改善支援センターの設置（平成26年度）、現状把握のための調査などの取組みにより、医師不足状況の課題への対応が一定程度進められた。

イ 看護職員の確保

県内で4年制大学の学科新設や民間養成所（3年制課程）の新設等により看護職員の養成数が増加するとともに、職場定着の取組みが多く、多くの病院等で実施されるようになっており、定着対策の充実も図られた。

また、県ナースセンターにおいて未就業看護師等の復職支援に取り組んでいるが、同センターを活用した就業者数は、横ばいでの推移となっている。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 歯科衛生士の長期的なキャリア形成を支援し、再就業への意欲の向上を促すことができた。今後、取組を継続・拡充していく。
- ・ 口腔咽頭吸引の知識を得るとともに、マネキンを使用した口腔咽頭吸引の実習により、要介護高齢者のQOLの向上を目指した技術を習得することができた。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

《介護分》調整中

3) 改善の方向性

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

- ・ 医療機関の理解促進を図ることなどとあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。
- ・ 在宅歯科医療の提供体制の充実には、医科歯科連携をさらに進めていく必要があり、関係機関との連携を強化できるよう、現状の課題を抽出し、具体的な方策を議論して実践していく。
- ・ 有識者・訪問看護ステーション管理者等による協議会を開催し、実態調査を行ったことにより、訪問看護の推進に必要な検討を行うことができたが、研修等については訪問看護に従

事する職員の増加につながるスキームにしていく必要がある。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・ 地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。

イ 看護職員の確保

- ・ 医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。
- ・ 中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。
- ・ 県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する必要がある。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

《介護分》調整中

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横浜圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横浜区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 6.7 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度(A)	平成 28 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	14,570 床／143 ヶ所	14,790 床／145 ヶ所	220 床／2 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床／2 ヶ所	55 床／2 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	548 床／6 ヶ所	548 床／6 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,549 床／82 ヶ所	9,549 床／82 ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	22 床／1 ヶ所	22 床／1 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床／5 ヶ所	378 床／5 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床／1 ヶ所	16 床／1 ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	38 ヶ所	38 ヶ所	-ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	795 床／123 ヶ所	885 床／133 ヶ所	90 床／10 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,479 人／141 ヶ所	1,479 人／141 ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	5,053 床／300 ヶ所	5,143 床／305 ヶ所	90 床／5 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	90 床／12 ヶ所	99 床／13 ヶ所	9 床／1 ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	138 ヶ所	138 ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	271 ヶ所	271 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	19 床／19 ヶ所	19 床／19 ヶ所	-床／-ヶ所

注 1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注 2 平成 27 年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成 28 年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成 28 年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□横浜圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横浜区域における平成37年の回復期の必要病床数は、約6.7千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇）

平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 川崎圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

川崎区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 2.5 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度(A)	平成 28 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	4,182 床／44 ケ所	4,398 床／46 ケ所	216 床／2 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250 床／9 ケ所	250 床／9 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	190 床／2 ケ所	190 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	2,281 床／21 ケ所	2,281 床／21 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	264 床／3 ケ所	264 床／3 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	12 ケ所	15 ケ所	3 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	281 床／40 ケ所	326 床／45 ケ所	45 床／5 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	638 人／61 ケ所	638 人／61 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,819 床／109 ケ所	1,819 床／109 ケ所	-床／-ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	53 床／7 ケ所	71 床／9 ケ所	18 床／2 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	49 ケ所	49 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	66 ケ所	66 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注 2 平成 27 年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成 28 年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成 28 年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□川崎圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

川崎区域における平成37年の回復期の必要病床数は、約2.5千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 相模原圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

相模原区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 1.2 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減 (B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,987 床／36 ケ所	3,127 床／37 ケ所	140 床／1 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所	29 床／1 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	80 床／1 ケ所	80 床／1 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,231 床／12 ケ所	1,231 床／12 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	122 床／4 ケ所	122 床／4 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床／5 ケ所	96 床／5 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ケ所	4 ケ所	1 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	132 床／24 ケ所	166 床／27 ケ所	34 床／3 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	138 人／15 ケ所	138 人／15 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,058 床／62 ケ所	1,121 床／66 ケ所	63 床／4 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	対象施設なし	9 床／1 ケ所	9 床／1 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	29 ケ所	29 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	5 ケ所	5 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	39 ケ所	39 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注 2 平成 27 年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成 28 年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成 28 年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□相模原圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

相模原区域における平成37年の回復期の必要病床数は、約1.2千床の不足が見込まれており、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇）

平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横須賀・三浦圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横須賀・三浦区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 1.5 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	3,395 床 / 36 ケ所	3,735 床 / 40 ケ所	340 床 / 4 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床 / 1 ケ所	58 床 / 2 ケ所	29 床 / 1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床 / 3 ケ所	152 床 / 3 ケ所	-床 / -ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881 床 / 20 ケ所	1,881 床 / 20 ケ所	-床 / -ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床 / 1 ケ所	16 床 / 1 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床 / 2 ケ所	150 床 / 2 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床 / 1 ケ所	20 床 / 1 ケ所	-床 / -ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7 ケ所	11 ケ所	4 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	129 床 / 19 ケ所	162 床 / 23 ケ所	33 床 / 4 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	308 人 / 30 ケ所	320 人 / 31 ケ所	12 人 / 1 ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,137 床 / 78 ケ所	1,191 床 / 81 ケ所	54 床 / 3 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	6 床 / 1 ケ所	24 床 / 3 ケ所	18 床 / 2 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	27 ケ所	30 ケ所	3 ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所
施設内保育施設	7 ケ所	7 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	46 ケ所	46 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□横須賀・三浦圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横須賀・三浦区域における平成37年の回復期の必要病床数は、約1.5千床以上の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇）

平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南東部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南東部区域における回復期病床の平成37年の必要病床数は、現状に比べ約0.9千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成27年度(A)	平成28年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	1,770床/25ヶ所	2,170床/29ヶ所	400床/4ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58床/2ヶ所	58床/2ヶ所	-床/-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	200床/2ヶ所	200床/2ヶ所	-床/-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,316床/13ヶ所	1,316床/13ヶ所	-床/-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	80床/2ヶ所	80床/2ヶ所	-床/-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2ヶ所	4ヶ所	2ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	173床／24ヶ所	188床／26ヶ所	15床／2ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	81人／8ヶ所	81人／8ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	681床／40ヶ所	717床／42ヶ所	36床／2ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	24床／3ヶ所	42床／5ヶ所	18床／2ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	30ヶ所	30ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	39ヶ所	39ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間
平成28年4月1日～平成32年3月31日

□湘南東部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南東部区域における平成37年の回復期の必要病床数は、約0.9千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南西部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南西部区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 0.9 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	2,125 床 / 24 ケ所	2,125 床 / 24 ケ所	-床 / -ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85 床 / 3 ケ所	85 床 / 3 ケ所	-床 / -ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	120 床 / 2 ケ所	120 床 / 2 ケ所	-床 / -ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,139 床 / 12 ケ所	1,139 床 / 12 ケ所	-床 / -ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	54 床 / 2 ケ所	54 床 / 2 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	226 床 / 6 ケ所	226 床 / 6 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	29 床 / 1 ケ所	29 床 / 1 ケ所	-床 / -ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	130床／18ヶ所	139床／19ヶ所	9床／1ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	115人／12ヶ所	115人／12ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	620床／40ヶ所	656床／42ヶ所	36床／2ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	10床／2ヶ所	19床／3ヶ所	9床／1ヶ所
介護予防拠点	2ヶ所	2ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	21ヶ所	21ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	41ヶ所	41ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間
平成28年4月1日～平成32年3月31日

□湘南西部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南西部地区における平成37年（2025年）の回復期の必要病床数は、約0.9千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇）

平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県央圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県央区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 1.1 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度(A)	平成 28 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,912 床／39 ケ所	2,912 床／39 ケ所	-床／-ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所	58 床／2 ケ所	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	110 床／2 ケ所	110 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,576 床／17 ケ所	1,576 床／17 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床／1 ケ所	29 床／1 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	60 床／2 ケ所	60 床／2 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	30 床／2 ケ所	30 床／2 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	108 床／17 ケ所	108 床／17 ケ所	-床／-ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	165 人／16 ケ所	165 人／16 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	779 床／46 ケ所	869 床／51 ケ所	90 床／5 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	14 床／2 ケ所	14 床／2 ケ所	-床／-ケ所
介護予防拠点	46 ケ所	46 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	37 ケ所	37 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	48 ケ所	48 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	44 床／13 ケ所	44 床／13 ケ所	-床／-ケ所

注 1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注 2 平成 27 年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成 28 年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成 28 年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□ 県央圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県央区域における平成37年の回復期の必要病床数は、約1.1千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県西圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県西区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 0.7 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	1,557 床 / 17 ケ所	1,557 床 / 17 ケ所	-床 / -ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床 / 1 ケ所	58 床 / 2 ケ所	29 床 / 1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	対象施設なし	対象施設なし	
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,078 床 / 10 ケ所	1,078 床 / 10 ケ所	-床 / -ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	30 床 / 1 ケ所	30 床 / 1 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ケ所	3 ケ所	-ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	76 床 / 10 ケ所	85 床 / 11 ケ所	9 床 / 1 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	79 人 / 10 ケ所	79 人 / 10 ケ所	-人 / -ケ所
認知症高齢者グループホーム	592 床 / 36 ケ所	592 床 / 36 ケ所	-床 / -ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	5 床 / 1 ケ所	17 床 / 2 ケ所	12 床 / 1 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	18 ケ所	22 ケ所	4 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	25 ケ所	25 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	1 床 / 1 ケ所	1 床 / 1 ケ所	-床 / -ケ所

注 1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注 2 平成 27 年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成 28 年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成 28 年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□ 県西圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県西区域における平成37年の回復期の必要病床数は、約0.7千床以上の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成28年度神奈川県計画に規定した事業について、平成28年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費】1,532,767千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関、医療関係団体、神奈川県	
事業の期間	平成28年10月17日～平成32年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県においては、平成37年(2025年)に向けて、回復期病床については大幅な不足(約16,000床)が見込まれている。このため、医療機関に対して、地域医療構想の趣旨等についての理解を促すとともに、転換に要する費用への支援を行い、医療機関の自主的な転換を促していく必要がある。</p> <p>アウトカム指標：回復期機能病床470床の増</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>ア 急性期病床等から回復期病床への転換を行う医療機関の施設整備に対して補助する。</p> <p>イ 県民に対する普及啓発や医療機関に対するセミナー等の開催により、地域医療構想の理解促進を図るとともに、不足病床機能区分への転換を促す。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 460床分の、回復期病床への転換のための工事費の補助を行う。 医療機関に対して、回復期病床への機能転換等についての理解促進のための働きかけを行う。(医療機関向けセミナー：3回) 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関に対して、回復期病床への機能転換等についての理解促進のための働きかけのためのセミナーを3回開催(H28年度)(転換工事への補助は、まず27年度計画分の基金を活用して実施中。) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった</p> <p>(1) 事業の有効性 病床機能の分化・連携、不足する病床機能区分への転換を進めるためには、医療機関の地域医療構想への理解が不可欠である。普及啓発や理解促進のための事業は、今後、病床機能分化・連携を推進していくために必要かつ有効な事業である。</p> <p>(2) 事業の効率性 転換工事費について、29年度まで、27年度計画の基金により執行しているため、28年度基金での補助の執行はないが、普及啓発、理解促進を促すことにより、今後、確実に転換が進むと考えている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 2 (医療分)】 リハビリテーション拠点再整備事業	【総事業費】 4,234,428 千円
事業の対象となる区域	県央	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県においては、地域医療構想策定にあたり、2025 年に向けて、約 16,000 床の回復期病床が不足すると推計しており、県央地域においても同様に、回復期機能が著しく不足している。必要な病床の機能分化を進め、回復期病床の確保・整備を進めていくためには、各医療機関の回復期病床への転換を促すとともに、他の医療機関では対応困難な患者の受入、他の医療機関への技術面の支援や、医師・看護師、リハビリ職などの人材育成支援などを行うことができる、拠点的な役割を担う医療機関の機能を強化していくことが必要である。</p> <p>アウトカム指標：地域医療構想上整備が必要な回復期機能の病床を、平成 30 年度までに県央地域で 70 床、県全域で 650 床整備する。</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>神奈川リハビリテーション病院の再整備を行い、県内の回復期リハビリテーションの拠点としての機能を強化することで、回復期機能の医療資源の効率的な活用を推進し、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化や、回復期へ機能転換する医療機関において必要となる人材の育成に寄与する。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 回復期病床の整備数：10 床増 (計 160 床) 回復期病棟での P T ・ O T や看護師等の実習受入育成数：年 250 人 	
アウトプット指標 (達成値)	<p>回復期病床の 10 床増床は目標値を達成したが、新病院の本格的な運用は平成 29 年 12 月に始まったことから、実習受入育成数は未達成。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 回復期機能の病床整備数 県央地域101床、県全域758床</p> <p>(1) 事業の有効性 神奈川リハビリテーション病院の再整備を行い、県内の回復期リハビリテーションの拠点施設としての機能強化が図れ有効であった。</p> <p>(2) 事業の効率性 当該事業の実施を神奈川リハビリテーション病院を運営する指定管理者に委託したことにより、効率的かつ円滑に施設整備が進められた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 在宅医療施策推進事業	【総事業費】 10,439 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 神奈川県 イ 神奈川県医師会 ウ 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅医療にかかる提供体制の強化、在宅人材の確保・育成等が必要。 アウトカム指標値： ・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455 (平成 27 年度) → 2,139 (平成 35 年度) ・在宅療養支援診療所・病院数 918 (平成 27 年度) → 1,302 (平成 35 年度)	
事業の内容 (当初計画)	ア 在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有等を行う。 イ 広域自治体として、在宅医療の推進のため、県全域または保健福祉事務所単位での研修、普及啓発事業などを実施する。 ウ 在宅医療連携拠点を整備する市町村及び郡市区医師会に対して、県内先行事例におけるノウハウや課題を共有し、普及を図る。 エ 退院支援を担う医療機関の医療ソーシャルワーカー等と、在宅療養移行を支援する在宅側のケアマネジャー等の人材育成、連携強化のための研修の実施に対して補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	ア 在宅医療推進協議会の開催 (全県域対象及び県内 8 地域) イ 研修会・普及啓発活動等の実施 (県全域対象及び県内 8 地域で実施) ウ 先行事例のノウハウ共有等のための研修の実施 エ 退院支援人材育成研修の実施 (1 回)	
アウトプット指標 (達成値)	ア 在宅医療推進協議会の開催 (H28～H29 延べ回数：県全域計 4 回、保健福祉事務所単位計 22 回) イ 研修会・普及啓発活動等の実施 (H28～H29 延べ回数：計 29 回) ウ 先行事例のノウハウ共有等のための研修の実施 (1 回) エ 退院支援人材育成研修の実施 (2 回)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： ・訪問診療を実施している診療所・病院数： 1,455 (平成 27 年度) → 1,444 (平成 28 年度) ・在宅療養支援診療所・病院数： 918カ所 (H27 年) → 853カ所 (H29年度) (1) 事業の有効性 ア 在宅医療に関する課題を抽出した。 イ 医療、介護、行政に携わる職員の連携体制の構築や知識、意識の向上、議論の場の提供を、講演会及び普及啓発においては実際に福祉サービス	

	<p>等を受ける側となる地域住民に対する啓発等を行い、県内の在宅医療体制の構築が図られた。</p> <p>ウ 在宅医療連携に係る先進的な取組を紹介しながら、課題と情報の共有を実施し、地域の中心となる人材の育成が図られた。</p> <p>エ 医療機関からの退院支援、在宅療養への移行支援を行う人材を育成されるとともに、医療機関側の退院支援担当者と、在宅医療側の受け皿となる介護支援専門員等との連携が促進され、地域の退院支援機能の強化が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ア 全県規模のものは庁内関係課との共同開催とし、効率化に努めている。</p> <p>イ 適宜市町村や関係団体にヒアリング等を実施し、役割分担に努めている。</p> <p>ウ 県医師会を経由することで、県全域の在宅医療関係者への周知などを効率的に実施することが出来た。</p> <p>エ 県医療ソーシャルワーカー協会を経由することで、各地域の在宅医療関係者への周知などを効率的に実施することが出来た。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 8 (医療分)】 医師等確保体制整備事業	【総事業費】 21,313 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア、イ 神奈川県 ウ 横浜市立大学	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師数（医療施設従事医師数）は年々増加しているものの、人口 10 万人当たり医師数は全国平均を下回っているうえ、二次医療圏、診療科の偏在があり、医師確保及び定着した医師の離職防止や医療安全を確保する勤務環境改善の取組みが必要である。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事医師数）201.7 人（平成 26 年）→ 245.3 人（平成 32 年度目標） ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事医師数）が全国平均を下回る二次医療圏への医師の配置 0 人（平成 27 年度）→ 3 人（平成 29 年度目標） ・医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境の改善が図られた医療機関数 14 件（平成 26 年度）→ 70 件（平成 30 年度） 	
事業の内容（当初計画）	<p>ア 地域医療支援センターを運営し、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援を行い、医師の地域偏在の解消を図る。</p> <p>イ 医療勤務環境改善支援センターを運営し、集団研修や医業分野アドバイザーの派遣等により、医療機関が自主的に行うマネジメントシステムに基づく、勤務環境改善への取組みを支援する。</p> <p>ウ 横浜市立大学の総合診療医学教室の総合診療医育成のための指導医等の配置に係る経費について支援する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>ア 医師の地域偏在解消のため、地域枠医師等のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援 臨床研修修了後の地域枠医師の配置調整 9 名</p> <p>イ 医療勤務環境改善支援センターの取組内容や活用事例の周知、有識者による具体的な勤務環境改善の方法や好事例等の紹介により、医療機関の自主的な勤務環境改善の取組を促進する研修会を実施（年間 1 回程度）</p> <p>ウ 総合診療専門医の養成プログラムの作成と、総合診療専門医の養成総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用 2 名程度</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>臨床研修修了後の地域枠医師の配置調整（28 年度 3 名、29 年度 9 名）</p> <p>勤務環境改善の取組を促進する研修会を実施（28 年度 1 回、29 年度 2 回）</p> <p>総合診療専門医取得を目指す後期研修医の採用（28 年度 0 名、29 年度 0 名）</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：修学資金貸与医師の県内医療機関への配置 12 名、医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境の改善が図られた医療機関数（28 年度 2 件、29 年度 4 件）</p> <p>(1) 事業の有効性 医師の不足及び地域偏在解消について、医療法において医師確保支援を</p>	

	<p>行うための「地域医療支援センター」、医療機関における勤務環境改善への支援を行う「医療勤務環境改善支援センター」の運営を行い、また、超高齢社会の地域医療に活躍が期待されている「総合診療医」を養成する教室の設置について補助を行った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>累計で臨床研修修了者 12 名の全てが県内医療機関において産科などの特定診療科に進むよう調整を行うことができた。また、「地域医療支援センター」、「医療勤務環境改善支援センター」については、外部委託の手法も考えられるが、現時点の事務量との見合いで、最低限の事務局規模により運営を行ってきた。また、総合診療専門医の養成総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用について、大学事業の自走化など補助事業の見直しを行うなど、引き続き効率性にも取り組んでいく。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12 (医療分)】 看護師等養成支援事業	【総事業費】 1,477,059 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア、イ 民間立看護師等養成所等 ウ 神奈川県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 看護人材の確保のためには、安定した看護職員の新規養成が求められている。 	
	養成所から県内へ就業する看護職員の増 1,076 人 (平成 27 年度) → 1,280 人 (平成 29 年度目標)	
事業の内容 (当初計画)	ア 民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 イ 看護師等養成所の新築等に要する工事費、設備整備費等に対して補助する。 ウ 県立平塚看護専門学校に 4 年制を導入するための改修整備を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費の補助対象数 23 施設 ・ 設備整備に係る経費補助対象数 1 施設 ・ 看護師等養成所の新築・改修整備数 3 施設 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費の補助対象数 23 施設 ・ 設備整備に係る経費補助対象数 1 施設 ・ 看護師等養成所の新築・改修整備数 4 施設 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 養成所から県内へ就業する看護職員の増 1,270 人 (平成 29 年度)	
	(1) 事業の有効性 看護師養成所の運営費や施設整備に補助することにより、安定的に看護師等を養成し、就業看護職員数の増加につなげた。	
	(2) 事業の効率性 看護師等養成所が、補助金を活用して計画的な事業運営、施設整備等を行うことができ、効率的に教育環境の充実を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 18】 看護職員等修学資金貸付金	【総事業費】 355,916 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護職員等を目指す学生を支援していくことが求められている。 	
	アウトカム指標：借受者県内就職率 90.1%(平成 27 年度) → 90.8%(平成 30 年度目標)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、県内で看護職員等として従事する意志のある看護師等養成施設の在校生を対象に修学のための資金を貸し付ける。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	借受者数 232 人	
アウトプット指標 (達成値)	借受者数 223 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 借受者県内就職率：95.3 % (平成 29 年度)	
	(1) 事業の有効性 修学資金借受者は、大部分が県内に就業しており、県内の看護人材等の育成・確保ができた。 (2) 事業の効率性 修学資金を貸与した大多数の学生が県内に就職をしており、効率的・効果的な取り組みを行った。	
その他		

平成 29 年度神奈川県計画に関する 事後評価 (案)

平成 30 年 9 月
神奈川県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

<input type="checkbox"/> 行った (実施状況) ・
<input type="checkbox"/> 行わなかった (行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

2. 目標の達成状況

平成29年度神奈川県計画に規定する目標を再掲し、平成29年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体（目標）

1. 目標

平成37年（2025年）に向けて、各地域における課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

神奈川県における回復期病床は、平成37年（2025年）の必要病床数が、現状に比べ約1万6千床不足すると見込まれていることから、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。

【定量的な目標値】

- 回復期病床（平成27年7月時点）4,958床 → 470床の増（平成30年度目標）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

神奈川県においては、平成37年（2025年）に向けて、在宅医療等の患者数が大幅に増加（約1.6倍）すると推計されており、在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させることを目指す。

【定量的な目標値】

- 在宅療養支援診療所数 832カ所（平成26年） → 977カ所（平成30年度目標）
- 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数
733カ所（平成26年） → 990カ所（平成29年度目標）
- 訪問看護事業所数 523カ所（平成27年4月） → 563カ所（平成29年度目標）
- 在宅看取りを実施している診療所・病院数
321カ所（平成26年） → 344カ所（平成29年度目標）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して、支援を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度 (A) (定員数/施設数)	平成 29 年度 (B) (定員数/施設数)	増減 (B)-(A) (定員数/施設数)
特別養護老人ホーム	34,637 床/371 ヶ所	35,529 床/380 ヶ所	892 床/9 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	580 床/21 ヶ所	696 床/25 ヶ所	116 床/4 ヶ所
養護老人ホーム (定員 30 人以上)	1,400 床/18 ヶ所	1,400 床/18 ヶ所	-床/-ヶ所
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設 (定員 30 人以上)	20,025 床/191 ヶ所	20,125 床/192 ヶ所	100 床/1 ヶ所
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	147 床/6 ヶ所	147 床/6 ヶ所	-床/-ヶ所
ケアハウス (定員 30 人以上)	1,310 床/25 ヶ所	1,310 床/25 ヶ所	-床/-ヶ所
ケアハウス (定員 29 人以下)	191 床/10 ヶ所	191 床/10 ヶ所	-床/-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	71 ヶ所	84 ヶ所	13 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2,362 床/357 ヶ所	2,624 床/389 ヶ所	262 床/32 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	2,917 人/285 ヶ所	2,917 人/285 ヶ所	-人/-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	12,052 床/727 ヶ所	12,286 床/739 ヶ所	234 床/12 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	263 床/36 ヶ所	391 床/52 ヶ所	128 床/16 ヶ所
介護予防拠点	125 ヶ所	128 ヶ所	3 ヶ所
地域包括支援センター	362 ヶ所	362 ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	1 ヶ所	1 ヶ所	-ヶ所
施設内保育施設	19 ヶ所	23 ヶ所	4 ヶ所
訪問看護ステーション	613 ヶ所	613 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	280 床/50 ヶ所	280 床/50 ヶ所	-床/-ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すためには、医療従事者の確保・養成が重要である。

神奈川県においては、医療従事者数が概ね全国平均を下回っているため、不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

ア 医師の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回り、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を有しており、これらの課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数 (医療施設従事者)

201.7 人 (平成 26 年 12 月) → 245.3 人 (平成 32 年度目標)

- ・ 産科医・産婦人科医師数 744 人 (平成 26 年 12 月) → 750 人 (平成 29 年度目標)

【定量的な目標値】

- ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設
39カ所（平成27年度）→ 39カ所（平成29年度目標）
- ・ 分娩取扱件数 65,334件（平成27年度）→65,334件（平成29年度目標）

イ 看護職員の確保

神奈川県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 就業する看護職員数の増 76,223人（平成28年12月末）→76,723人（平成30年12月末）

ウ 歯科関係人材の確保

神奈川県の上1診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 歯科衛生士就業人数 7,619人（平成26年度）→ 10%増加（平成30年度目標）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

神奈川県においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）までに、さらなる人材確保対策を講じなければ、県内で約25,000人の介護人材が不足する見通しとなっているため、介護人材の量的確保を図ることを目標とする。

あわせて、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応することができるよう介護職員の資質向上への具体的な方策を講じることで、介護人材の質的確保も図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 福祉人材キャリア支援専門員による相談支援数 852件（平成27年度）→増加
- ・ 生活支援・移動サービスの担い手養成者数 1,040人

2. 計画期間

平成29年4月1日～平成32年3月31日

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助は27年度計画の基金を活用して執行した。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 在宅療養支援診療所数
832カ所（平成26年）→789カ所（平成29年度）
- ・ 在宅歯科医療連携拠点として、中央連携室1カ所、地域連携室24カ所を設置し、運営
- ・ 訪問看護事業所数
523カ所（平成27年4月）→613カ所（平成29年3月）
- ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数および在宅看取りを実施している診療所・病院数については、3年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

《介護分》調整中

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・ 医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの課題解決に向けて取組みを実施しており、今後、医療施設従事医師数を把握し、効果を検証していく。
- ・ 総合診療専門医の養成プログラムを作成した（平成30年度横浜市立大学総合専門医プログラム認証）
- ・ 夜間や休日の小児二次救急医療体制確保への支援や小児医療相談等の実施により、初期・二次・三次救急の連携を充実させ、小児二次救急医療体制の確保ができていくブロック数（14ブロック）を維持している。
- ・ 小児救急医療機関における小児軽症患者数は、平成28年度の51,788人から3.0%（1,564人）減少し50,224人となった。

イ 看護職員の確保

- ・ 人口10万人当たりの就業看護職員数については平成30年度に実施する業務従事者届により検証する。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 未就業歯科衛生士の復職を支援するため、講習を実施し、24名が受講した。
- ・ 在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施し、61名が受講した。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

《介護分》調整中

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 在宅歯科医療地域連携室及び中央連携室の設置や、在宅歯科医療用機器の整備支援などにより、在宅歯科医療への参入が促進され、在宅歯科医療提供体制の充実にに向けた取り組みが進んでいる。

③ 介護施設等の整備に関する目標

「介護分」調整中

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査では、人口 10 万人当たり医師数(医療施設従事医師数について平成 26 年の 201.7 人から 205.4 人と改善したものの、全国平均の 240.1 人を下回っており、引き続き大学医学部の増員(地域枠の設定)を行う等の取組が必要である。

イ 看護職員の確保

- ・ 看護師等養成所への運営費補助や各種修学資金貸付金を通じて、看護師等の養成に取り組むとともに、県ナースセンターで無料職業紹介や復職支援研修を実施した。
- ・ 県ナースセンターにおいて未就業看護師等の復職支援に取り組んでいるが、同センターを活用した就業者数は、横ばいでの推移となっている。
- ・ 2017 年 4 月、平塚看護大学校(旧平塚看護専門学校)を 4 年制に改編することで、高齢社会や医療技術の進歩等に対応できる時代に即した実践能力の高い看護師養成を行える体制を構築した。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 歯科衛生士復職支援講習会により、歯科衛生士の長期的なキャリア形成を支援し、復職への意欲の向上を促すことができた。
- ・ 在宅歯科口腔咽頭吸引実習により在宅歯科治療及び口腔ケアの実施時に、口腔咽頭吸引を実施することができる歯科衛生士が増加し、要介護高齢者の QOL の向上に寄与した。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

「介護分」調整中

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

人口10万人当たり医師数は平成28年時点で205.4人と、全国平均の240.1人を下回っており、地域枠の欠員の防止（一般枠と地域枠を区分した入試の実施等）、県内定着率が高いとされている地域枠を地元出身者に絞る等の取組をすすめていく。

イ 看護職員の確保

- ・ 医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。
- ・ 中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。
- ・ 団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて自宅で医療を必要として生活する高齢者の増加が見込まれており、医療の在宅完結型への移行といった社会状況に対応するため、多様化する訪問看護のニーズに対応できる専門的な知識・技術を備えた看護職員の養成・確保に取り組む必要がある。
- ・ 県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する必要がある。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 歯科衛生士復職支援講習会の受講者24名のうち20名が復職・求職活動につながった。しかし、受講者数が定員に達していないという課題があるため、県内の歯科衛生士養成校との連携や、様々な広報媒体の活用により、復職支援を必要としている歯科衛生士に十分な事業周知を行い、受講者増加に努める。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

「介護分」調整中

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横浜圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横浜区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 6.7 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	15,113 床 / 146 ケ所	15,413 床 / 149 ケ所	300 床 / 3 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床 / 2 ケ所	55 床 / 2 ケ所	-床 / -ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	548 床 / 6 ケ所	548 床 / 6 ケ所	-床 / -ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,523 床 / 85 ケ所	9,523 床 / 85 ケ所	-床 / -ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	48 床 / 2 ケ所	48 床 / 2 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床 / 5 ケ所	378 床 / 5 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床 / 1 ケ所	16 床 / 1 ケ所	-床 / -ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	40 ケ所	43 ケ所	3 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	1,012 床 / 156 ケ所	1,121 床 / 169 ケ所	109 床 / 13 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,463 人 / 139 ケ所	1,463 人 / 139 ケ所	-人 / -ケ所
認知症高齢者グループホーム	5,072 床 / 300 ケ所	5,144 床 / 304 ケ所	72 床 / 4 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	94 床 / 13 ケ所	117 床 / 16 ケ所	23 床 / 3 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし	2 ケ所	2 ケ所
地域包括支援センター	139 ケ所	139 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	287 ケ所	287 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	19 床 / 19 ケ所	19 床 / 19 ケ所	-床 / -ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□横浜圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

2) 見解

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 川崎圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

川崎区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 2.5 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度(A)	平成 29 年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	4,194 床／44 ケ所	4,316 床／45 ケ所	122 床／1 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250 床／9 ケ所	250 床／9 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	190 床／2 ケ所	190 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	2,281 床／21 ケ所	2,281 床／21 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	264 床／3 ケ所	264 床／3 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	12 ケ所	15 ケ所	3 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	370 床／55 ケ所	424 床／61 ケ所	54 床／6 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	605 人／59 ケ所	605 人／59 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,927 床／115 ケ所	1,927 床／115 ケ所	-床／-ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	66 床／9 ケ所	84 床／12 ケ所	18 床／3 ケ所
介護予防拠点	55 ケ所	55 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	49 ケ所	49 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ケ所	4 ケ所	2 ケ所
訪問看護ステーション	74 ケ所	74 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	215 床／16 ケ所	215 床／16 ケ所	-床／-ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□川崎圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

2) 見解

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
（平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇〇）
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 相模原圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

相模原区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 1.2 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減 (B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,127 床／37 ケ所	3,127 床／37 ケ所	-床／-ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所	58 床／2 ケ所	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	80 床／1 ケ所	80 床／1 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,231 床／13 ケ所	1,231 床／13 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	122 床／4 ケ所	122 床／4 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床／5 ケ所	96 床／5 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	4 ケ所	2 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	180 床／32 ケ所	216 床／36 ケ所	36 床／4 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	113 人／12 ケ所	113 人／12 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,121 床／65 ケ所	1,193 床／68 ケ所	72 床／3 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	9 床／1 ケ所	45 床／5 ケ所	36 床／4 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし	1 ケ所	1 ケ所
地域包括支援センター	29 ケ所	29 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	8 ケ所	9 ケ所	1 ケ所
訪問看護ステーション	40 ケ所	40 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□相模原圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

2) 見解

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横須賀・三浦圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横須賀・三浦区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 1.5 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	3,395 床 / 36 ケ所	3,575 床 / 38 ケ所	180 床 / 2 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床 / 1 ケ所	29 床 / 1 ケ所	- 床 / - ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床 / 3 ケ所	152 床 / 3 ケ所	- 床 / - ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881 床 / 20 ケ所	1,881 床 / 20 ケ所	- 床 / - ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床 / 1 ケ所	16 床 / 1 ケ所	- 床 / - ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床 / 2 ケ所	150 床 / 2 ケ所	- 床 / - ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床 / 1 ケ所	20 床 / 1 ケ所	- 床 / - ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所	8 ケ所	2 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	141 床 / 21 ケ所	156 床 / 24 ケ所	15 床 / 3 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	327 人 / 32 ケ所	327 人 / 32 ケ所	- 人 / - ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,128 床 / 78 ケ所	1,146 床 / 79 ケ所	18 床 / 1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	21 床 / 3 ケ所	39 床 / 5 ケ所	18 床 / 2 ケ所
介護予防拠点	2 ケ所	2 ケ所	- ケ所
地域包括支援センター	30 ケ所	30 ケ所	- ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	- ケ所
施設内保育施設	7 ケ所	8 ケ所	1 ケ所
訪問看護ステーション	51 ケ所	51 ケ所	- ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□横須賀・三浦圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

2) 見解

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南東部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南東部区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 0.9 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減 (B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,194 床／28 ケ所	2,284 床／29 ケ所	90 床／1 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床／3 ケ所	74 床／3 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	200 床／2 ケ所	200 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,316 床／13 ケ所	1,416 床／14 ケ所	100 床／1 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	80 床／2 ケ所	80 床／2 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ケ所	4 ケ所	1 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	263 床／36 ケ所	287 床／39 ケ所	24 床／3 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	86 人／8 ケ所	86 人／8 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	717 床／42 ケ所	753 床／44 ケ所	36 床／2 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	25 床／3 ケ所	49 床／6 ケ所	24 床／3 ケ所
介護予防拠点	26 ケ所	26 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	30 ケ所	30 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	38 ケ所	38 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□湘南東部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

2) 見解

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南西部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南西部区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 0.9 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減 (B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,145 床 / 24 ケ所	2,345 床 / 26 ケ所	200 床 / 2 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85 床 / 3 ケ所	114 床 / 4 ケ所	29 床 / 1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	120 床 / 2 ケ所	120 床 / 2 ケ所	-床 / -ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,139 床 / 12 ケ所	1,139 床 / 12 ケ所	-床 / -ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	54 床 / 2 ケ所	54 床 / 2 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	226 床 / 6 ケ所	226 床 / 6 ケ所	-床 / -ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	29 床 / 1 ケ所	29 床 / 1 ケ所	-床 / -ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	146 床 / 20 ケ所	155 床 / 21 ケ所	9 床 / 1 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	115 人 / 12 ケ所	115 人 / 12 ケ所	-人 / -ケ所
認知症高齢者グループホーム	656 床 / 42 ケ所	692 床 / 44 ケ所	36 床 / 2 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18 床 / 3 ケ所	18 床 / 3 ケ所	-床 / -ケ所
介護予防拠点	2 ケ所	2 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	26 ケ所	26 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	45 ケ所	45 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□湘南西部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

2) 見解

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県央圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県央区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 1.1 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減 (B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,912 床／39 ケ所	2,912 床／39 ケ所	-床／-ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所	87 床／3 ケ所	58 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	110 床／2 ケ所	110 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,576 床／17 ケ所	1,576 床／17 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床／1 ケ所	29 床／1 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	60 床／2 ケ所	60 床／2 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	30 床／2 ケ所	30 床／2 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	144 床／23 ケ所	150 床／24 ケ所	6 床／1 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	141 人／14 ケ所	141 人／14 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	849 床／50 ケ所	849 床／50 ケ所	-床／-ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	23 床／3 ケ所	23 床／3 ケ所	-床／-ケ所
介護予防拠点	36 ケ所	36 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	37 ケ所	37 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ケ所	2 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	52 ケ所	52 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	46 床／15 ケ所	46 床／15 ケ所	-床／-ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

□ 県央圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

2) 見解

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県西圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県西区域における回復期病床の平成 37 年の必要病床数は、現状に比べ約 0.7 千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 28 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減 (B)-(A)
特別養護老人ホーム	1,557 床／17 ケ所	1,557 床／17 ケ所	-床／-ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所	29 床／1 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	対象施設なし	対象施設なし	
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,078 床／10 ケ所	1,078 床／10 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	30 床／1 ケ所	30 床／1 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4 ケ所	4 ケ所	-ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	106 床／14 ケ所	115 床／15 ケ所	9 床／1 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	67 人／9 ケ所	67 人／9 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	582 床／35 ケ所	582 床／35 ケ所	-床／-ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	7 床／1 ケ所	16 床／2 ケ所	9 床／1 ケ所
介護予防拠点	4 ケ所	4 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	22 ケ所	22 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	26 ケ所	26 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年 4 月 1 日～平成32年 3 月31日

□ 県西圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

2) 見解

3) 改善の方向性

4) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(平成30年度計画における関連目標の記載ページ；P〇〇)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成29年度神奈川県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費】1,535,405千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関、医療関係団体、神奈川県	
事業の期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県においては、平成37年(2025年)に向けて、回復期病床の大幅な不足(約16,000床)が見込まれている。このため、医療機関や県民に対して、地域医療構想の趣旨等についての理解を促すとともに、転換に要する費用への支援を行い、医療機関の自主的な転換を促していく必要がある。</p> <p>アウトカム指標：29年度基金を活用して整備を行う回復期の病床数 460床</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>ア 急性期病床等から回復期病床への転換を行う医療機関の施設整備に対して補助する。</p> <p>イ 医療機関に対するセミナー・相談会の開催等により、地域医療構想の理解促進を図るとともに、不足する病床機能への転換を促す。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 回復期病床の整備数：460床 医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会の実施(医療機関向けセミナー、個別相談会：各3回) 	
アウトプット指標(達成値)	<p>イ 医療機関に対して、回復期病床への機能転換等についての理解促進のための働きかけのためのセミナー・個別相談会を3回開催(H29年度)(転換工事への補助は、まず27年度計画分の基金を活用して実施中。)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった</p> <p>(1) 事業の有効性 病床機能の分化・連携、不足する病床機能区分への転換を進めるためには、医療機関の地域医療構想への理解が不可欠である。普及啓発や理解促進のための事業は、今後、病床機能分化・連携を推進していくために必要かつ有効な事業である。</p> <p>(2) 事業の効率性 転換工事費について、29年度まで、27年度計画の基金により執行しているため、29年度基金での補助の執行はないが、普及啓発、理解促進を促すことにより、今後、確実に転換が進むと考えている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 2 (医療分)】 横浜構想区域病床機能分化・連携促進事業	【総事業費】 27,300,000 千円
事業の対象となる区域	横浜	
事業の実施主体	横浜市	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>○ 横浜構想区域は、H37(2025)に向けて、高度急性期病床はやや過剰となるものの、病床全体では約 7,000 床の不足が見込まれる。当区域は市立病院(3)、市立大学病院(2)に加えて、方面別に誘致した地域中核病院(6)を中心に地域医療の中核をなし、高度医療、救急医療等を担うとともに地域連携の核としての役割を發揮している。</p> <p>○ 現市民病院は横浜市域中心部における地域医療を支えるとともに、災害医療、第一種感染症指定医療機関としての感染症医療など広域的な役割も担っている。</p> <p>○ 新病院においては、地域の他の医療機関では対応困難な患者の受入や他の医療機関への技術面の支援、医療・介護人材育成支援など、地域医療の中核をなす病院として急性期医療の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムを支援し、地域医療構想の具現化するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療機関等との「機能分担・連携」の推進や在宅医療の推進支援 ・地域の医療・介護人材の知識、技術向上など、「人材確保育成機能」の充実 ・地域内での ICT を活用した情報ネットワークの構築など、「情報共有システム」のモデル実施 ・かかりつけ薬局普及に向けた「医薬連携の推進」のモデル実施を実現できるよう整備を推進する必要がある。 	
	<p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 29 年度基金を活用して整備を行う回復期の病床数 460 床 (横浜構想区域 196 床) 	
事業の内容 (当初計画)	地域の中核として高度急性期・急性期機能を担う横浜市立市民病院の、地域医療構想達成に向けて必要な再整備・機能強化のための施設整備費に対して補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	整備を行う医療機関数：1 施設	
アウトプット指標 (達成値)	整備を行った医療機関数：1 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>○ 高齢化の急速な進展に伴う医療需要の増加に対応できる医療提供体制を構築するため、横浜地域における中核的な医療機関である横浜市立市民病院の再整備を支援することで、横浜地域における医療機関間の機能分化・連携が進むとともに、地域全体の患者支援機能の強化、地域医療</p>	

	人材の育成につながる。 (2) 事業の効率性 ○ 既存の補助事業の対象とならない施設に対し、基金事業を活用して整備することにより、地域医療構想の効率的な実現が図られる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 在宅歯科医療連携拠点運営事業	【総事業費】 75,239 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化や、医科や介護との連携の強化が必要となる</p> <p>アウトカム指標：在宅医療サービスを提供する歯科診療所数 733 箇所 (平成 26 年) →990 箇所 (平成 29 年度)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>ア 在宅歯科医療中央連携室において、県民や歯科医療機関への情報提供、広報活動等の事業を行う。</p> <p>イ 在宅歯科医療地域連携室において、情報提供、広報活動、地域の在宅歯科人材の育成や医科・介護との連携のための研修、高度な歯科医療機器の貸出等の事業を行う。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療連携室 (中央連携室 1 箇所、地域連携室 24 箇所) における医科・介護との連携に向けた会議 (推進協議会 1 回開催、担当者連絡会議 1 回開催) や相談業務 (3,000 件) の実施 在宅歯科医療地域連携室において、地域の在宅歯科人材の育成や医科・介護との連携のための研修を各地域で 3 回 (1 回 : 20 人) 開催 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> 推進協議会及び担当者連絡会議 各 1 回開催 県民からの相談件数 3,861 件 研修回数 合計 92 回開催 歯科医療関係者参加者数 合計 3,947 人 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった (3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。)</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅歯科診療を必要としている県民からの相談を受け、現実に在宅歯科診療に結び付けていく取組みは、地域包括ケア体制の構築に当たり有効であると考えられる。 ○ 各地域連携室で、歯科医師、歯科衛生士等の歯科医療従事者に対して研修を行う取組みは、在宅歯科人材の育成に資する。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科・医科・介護の関係者で情報共有や意見交換を行う推進協議会や、各地域連携室の職員で情報共有を行う担当者連絡会議を開催することにより、効率的に情報共有等が図られた。 	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 訪問看護推進支援事業	【総事業費】 10,512 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。</p> <p>・ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、24 時間 365 日ケアを提供するなど在宅医療・訪問看護の充実が求められている。</p> <p>アウトカム指標：訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増 2,828 人（平成 23～28 年度累計）→ 3,280 人（平成 29 年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題や対策を検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の確保・定着及び、育成のための研修等を実施する。</p> <p>ア 訪問看護推進協議会の開催 イ 研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護ステーション・医療機関等勤務看護師相互研修 ・ 訪問看護管理者研修 ・ 訪問看護師養成講習会 ・ 訪問看護導入研修 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護ステーション・医療機関等勤務看護師相互研修 3 回（120 人） ・ 訪問看護管理者研修 3 回（300 人） ・ 訪問看護師養成講習会 1 回（80 人） ・ 訪問看護導入研修 5 回（100 人） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護ステーション・医療機関等勤務看護師相互研修 3 回（157 人） ・ 訪問看護管理者研修 6 回（349 人） ・ 訪問看護師養成講習会 1 回（65 人） ・ 訪問看護導入研修 5 回（118 人） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 指標値：訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増 3,280 人（平成 23～29 年度累計）の目標に対し、実績値 3,720 人・892 人の増であった。</p> <p>(1) 事業の有効性 訪問看護に従事する看護職員の質の向上に資するための研修を実施し、訪問看護に必要な知識・技術を習得した看護職員の増加を図った。</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問看護推進協議会による実態調査から、訪問看護の推進に必要な研修事業を実施することができた。国の施策等によって、訪問看護に従事する職員に必要な研修は絶えず変化するため、現状に合った研修事業を展開していく。</p>	

その他	訪問看護実態調査から、訪問看護師と、訪問看護に関わる他職種間での訪問看護導入を検討する視点の違いが示唆され、平成 29 年度から訪問看護の活用に向けた、訪問看護普及啓発活動を開始した。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 5 (医療分)】 訪問看護ステーション教育支援事業	【総事業費】 14,249 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。</p> <p>・小規模の訪問看護ステーションでは、体系的な教育が困難となっており、各地域で訪問看護師を育成するための体制整備が求められている。</p> <p>アウトカム指標： 訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増 2,828 人（平成 23～28 年度累計）→ 3,280 人（平成 29 年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	県内各地域において、新設や小規模な訪問看護ステーションであっても訪問看護師を育成できるよう、人材育成が充実する訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、個々の看護師等が有する経験等に応じて実践的な研修や指導を行うことができる仕組みを整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	教育支援ステーション設置箇所数 3 箇所	
アウトプット指標（達成値）	教育支援ステーション設置箇所数 3 箇所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった 観察できた → 指標値：訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増 3,280 人（平成 23～29 年度累計）の目標に対し、実績値 3,720 人・892 人の増であった。 県内の二次医療圏 11 箇所のうち、3 箇所で研修事業を実施した。</p> <p>(1) 事業の有効性 訪問看護に従事する看護職員の質の向上に資するため、対象者が勤務する身近な地域において、訪問看護に必要な知識・技術に関する研修を実施した（H28 年度受講者計 227 名、平成 29 年度受講者計 448 名）</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問看護の質向上に資する研修を実施することができた。今後も、県内各医療圏において、身近な場所で実践に役立つ研修事業を実施できるよう、研修環境を整えていく。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 7 (医療分)】 医師等確保体制整備事業	【総事業費】 104,437 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 横浜市立大学 イ 神奈川県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師数(医療施設従事医師数)は年々増加しているものの、人口 10 万人当たり医師数は全国平均を下回っているうえ、二次医療圏、診療科の偏在があり、医師確保の取組みが必要である。</p> <p>アウトカム指標： ・人口 10 万人当たり医師数(医療施設従事医師数)201.7 人(平成 26 年) →245.3 人(平成 32 年度)</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>ア 横浜市立大学の総合診療医学教室の総合診療医育成のための指導医等の配置に係る経費について支援する。</p> <p>イ 北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度(卒後 9 年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除)に基づき、修学資金の貸付を行う。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>ア 総合診療専門医の養成プログラムの作成と、総合診療専門医の養成総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用 2 名程度</p> <p>イ 修学資金を貸付けた学生数(年間 76 名)</p>	
アウトプット指標(達成値)	<p>ア 総合診療専門医の養成プログラムの作成(30 年度新専門医プログラム認証)、後期研修医の採用(H28:1 名(退職)、H29:0 名)</p> <p>イ 修学資金を貸付けた学生数 70 名(平成 29 年度地域医療医師修学資金)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値:人口10万人当たり医師数(H28)観察できなかった</p> <p>(1) 事業の有効性 地域医療枠の設置による県内医学部の定員増等によりアウトカム指標も改善が見え有効性が実証されたが、全国平均(240.1 人)に向け引き続き継続の必要がある。 総合診療医に関しては、新制度(平成 30 年度)準拠の総合診療医の養成プログラムは完成したが、平成 28、29 年度は新制度移行への様子見が発生したためか、成果(専攻医の採用)が得られなかった。</p> <p>(2) 事業の効率性 総合診療専門医の診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用について、大学による事業の自走化を踏まえ、平成 30 年度で終了。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 8 (医療分)】 小児救急病院群輪番制運営費	【総事業費】 293,552 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	小児二次輪番病院、小児拠点病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>休日、夜間における小児二次救急（緊急手術や入院を必要とする小児救急患者の医療）について、市町村単位では対応が難しいため、県内でブロック制を構成し、安定的な確保、充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 当事業にて補助対象とした医師・看護師数 医師 14 名・看護師 14 名（平成 28 年度） → 現状維持</p>	
事業の内容（当初計画）	市町村域を越えた広域ブロック内で病院が協同で輪番方式により（拠点病院が拠点方式により）休日・夜間の入院加療を必要とする中等症または重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療を確保するため、小児救急医療に必要な医師、看護師等の確保に必要な経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	休日、夜間における小児二次救急医療体制の確保ができていないブロック数 14 ブロック（現状体制の維持）	
アウトプット指標（達成値）	休日、夜間における小児二次救急医療体制の確保ができていないブロック数 14 ブロックを維持した。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 休日、夜間における小児二次救急医療体制の確保ができていないブロック数（14ブロック）の維持観察できた → 指標値：14ブロックを維持できた。</p> <p>(1) 事業の有効性 当事業により、休日・夜間の入院加療を必要とする中等症又は重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療を確保できている。</p> <p>(2) 事業の効率性 市町村域を超えた広域ブロックで体制を組むことにより、効率的な体制構築ができていると考える。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 9 (医療分)】 小児救急医療相談事業	【総事業費】 28,748 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小児救急患者の多くが軽症患者であることから、不要不急な受診を減らし、小児救急医療体制の確保と医療従事者の負担軽減を図る必要がある。 アウトカム指標：小児救急医療機関における小児軽症患者数 51,788 人 (平成 28 年度) → 1%減 (平成 29 年度)	
事業の内容 (当初計画)	夜間等における子どもの体調や病状に関し、保護者等がすぐに医療機関を受診させたほうがよいか判断に迷った場合に、電話により看護師等が必要な助言や医療機関等の案内を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	総相談件数 30,941 件	
アウトプット指標 (達成値)	総相談件数 33,014 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：小児救急医療機関における小児軽症患者数 1% (518 人) 減 観察できた → 指標値：3.0% (1,564人) 減少し 50,224人となった。 (1) 事業の有効性 毎年度、相談件数が増加しており、夜間等における子どもの体調や病状に関し、医療機関を受診させたほうがよいか判断に迷った保護者の不安軽減に役立っている。 (2) 事業の効率性 県全体において事業を実施することで、各市町村にて個別に事業を実施した場合と比較し、効率的な事業展開ができていると考える。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10 (医療分)】 看護師等養成支援事業	【総事業費】 1,089,949 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア、イ、オ 民間立看護師等養成所等 ウ 神奈川県 エ 県内の病院、助産所、訪問看護ステーション、老人保健施設及び特別養護老人ホーム	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 看護人材の確保のためには、安定した看護職員の新規養成が求められている。 アウトカム指標： 養成所から県内へ就業する看護職員の増 1,175 人 (平成 28 年度) → 1,280 人 (平成 29 年度)	
事業の内容 (当初計画)	ア 民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 イ 看護師等養成所の新築等に要する工事費、工事請負費に対して補助する。 ウ 看護教育の経験豊富な教育指導者を実習受入施設に派遣し、受入体制を整備するとともに実習指導者を育成する。 エ 看護実習の受入体制の充実化を促し、学生の受入拡充を図る施設に対し、補助する。 オ 専任教員の資格を有しない養成所所属職員へ、専任教員養成課程を受講させ、資格の取得を促す養成所に対し、受講者の代替職員に係る人件費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費の補助対象数 21 施設 ・ 看護師等養成所の新築整備数 1 施設 ・ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 15 施設 ・ 在宅医療等看護実習施設受入拡充箇所数 130 箇所 ・ 看護専任教員の養成数 14 人 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費の補助対象数 21 施設 ・ 看護師等養成所の新築整備数 1 施設 ・ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 20 施設 ・ 在宅医療等看護実習施設受入拡充箇所数 32 箇所 ・ 看護専任教員の養成数 6 人 (4 施設) 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった 観察できた → 指標値：養成所から県内へ就業する看護職員の増 1,270 人 (平成 29 年度)	
	(1) 事業の有効性 看護師養成所の運営費や施設整備に補助することにより、安定的に看護師等を養成し、就業看護職員数の増加につなげた。	
	(2) 事業の効率性	

	看護師等養成所が、補助金を活用して計画的な事業運営、施設整備等を行うことができ、効率的に教育環境の充実を図ることができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 11 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 189,991 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、新人看護職員研修を実施する病院等	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・新人看護職員が基本的な実践能力を獲得する研修など、新人看護職員の能力向上や定着を図る取組みが求められている <p>アウトカム指標： 新人看護職員研修ガイドラインを活用し育成した看護職員数 17,675 人（平成 23～28 年度累計）→ 18,095 人（平成 29 年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員の研修の実施及び充実を推進するため、新人看護職員研修推進協議会を開催する。 ・新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、病院が実施する研修に対して、必要な経費を補助する。 ・中小規模病院の新人看護職員対象に研修を実施するとともに、教育担当者・実地指導者及び研修責任者に対する研修を行う。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への補助対象数 129 病院 ・自施設での研修実施が困難な中小規模病院の新人看護職員等を対象とした研修回数 多施設合同研修：1 回 教育担当者・実地指導者研修：2 回 研修責任者研修：1 回 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への補助対象数 130 病院 ・自施設での研修実施が困難な中小規模病院の新人看護職員等を対象とした研修回数 多施設合同研修：1 回 教育担当者・実地指導者研修：2 回 研修責任者研修：1 回 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった 観察できた → 指標：新人看護職員研修ガイドラインを活用し育成した看護職員数 21,519 人（平成 23 年～29 年度累計）</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、各病院の研修体制・研修環境の整備が促進されることで、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得し、看護の質の向上及び早期離職防止が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 自施設で研修を実施する病院への補助に加え、自施設で研修を行えない</p>	

	病院の新人看護職員を受け入れる研修を実施することにより、多くの看護職員の参加につながった。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.12（医療分）】 看護職員実践能力強化促進事業	【総事業費】 23,298 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県看護協会、神奈川県助産師会等	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・近年の看護師養成数の増加に伴い、看護専任教員や看護学生の臨地実習等看護教育に携わる人材の資質向上が求められている。 	
	アウトカム指標： 特定の分野で専門的な能力を有する看護職員の増 10,711 人（平成 23～28 年度累計）→11,420 人（平成 29 年度）	
事業の内容（当初計画）	<p>看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護職の専門性を高める研修等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員資質向上推進委員会 ・資質向上推進研修事業（認定看護師養成研修、看護研修、実習指導者講習会、看護教員研修、周産期医療従事者看護職員資質向上研修等） 	
アウトプット指標 （当初の目標値）	<p>看護を取り巻く課題や看護のニーズに対応できる高い実践能力を有する看護職員の確保・定着を図るための研修等回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師養成研修：5 回（感染管理、新生児集中ケア、慢性心不全看護、緩和ケア、救急看護）（165 人） ・看護研修：4 回（准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修）（700 人） ・実習指導者講習会：5 回（200 人） ・看護教員研修：6 回（420 人） ・周産期医療従事看護職員資質向上研修：7 回（240 人） 	
アウトプット指標 （達成値）	<p>看護を取り巻く課題や看護のニーズに対応できる高い実践能力を有する看護職員の確保・定着を図るための研修等回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師養成研修：5 回（感染管理、新生児集中ケア、慢性心不全看護、緩和ケア、救急看護）（161 人） ・看護研修：5 回（准看護師研修 3 回、助産師研修 1 回、看護管理者研修 3 回）（810 人） ・実習指導者講習会：5 回（244 人） ・看護教員研修：7 回（558 人） ・周産期医療従事看護職員資質向上研修：8 回（211 人） 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 指標値：特定の分野で専門的な能力を有する看護職員の増 13,306 人（平成 23～29 年度累計）	
	<p>（1）事業の有効性 看護師養成に必要な実習指導者の育成や専門性の高い認定看護師の養成を行うことにより、看護職員の資質向上を図った。</p> <p>（2）事業の効率性 最新の看護技術や知識を学ぶことができる専門分野別の研修を企画し、受講者のニーズに対応することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 13 (医療分)】 看護実習指導者等研修事業	【総事業費】 31,590 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・近年の看護師養成数の増加に対応するため、専任教員、実習指導者等を養成するとともに、看護師の資質向上のため、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成が求められている。 	
	アウトカム指標： 特定の分野で専門的な能力を有する看護職員の増 10,711 人 (平成 23～28 年度累計) →11,420 人 (平成 29 年度)	
事業の内容 (当初計画)	神奈川県実践教育センターにおいて、専任教員、実習指導者等を養成する講座を開講するとともに、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成講座を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員養成課程 1 回開催 (50 人) ・実習指導者養成課程 1 回開催 (200 人) ・特定分野実習指導者養成課程 1 回開催 (50 人) ・認定看護師等養成課程 (感染管理) 1 回開催 (30 人) ・がん患者支援講座 1 回開催 (330 人) ・看護教育継続研修 1 回開催 (70 人) ・医療安全管理者養成研修 1 回開催 (35 人) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員養成課程 1 回開催 (31 人) ・実習指導者養成講習会フォローアップ研修 1 回開催 (62 人) ・特定分野実習指導者養成教育 1 回開催 (61 人) ・認定看護師等教育課程 (感染管理) 1 回開催 (28 人) ・がん患者支援講座 6 回開催 (250 人) ・看護教育継続研修 1 回開催 (43 人) ・医療安全管理者養成研修 1 回開催 (45 人) ・看護実習指導者講習会 1 回開催 (91 人) 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった 観察できた → 指標値：特定の分野で専門的な能力を有する看護職員の増 13,306 人 (平成 23～29 年度累計)	
	<p>(1) 事業の有効性 看護師養成に必要な実習指導者の育成や専門性の高い認定看護師の養成を行うことにより、看護職員の資質向上を図った。</p> <p>(2) 事業の効率性 最新の看護技術や知識を学ぶことができる専門分野別の研修を企画し、受講者のニーズに対応することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.14（医療分）】 潜在看護職員再就業支援事業	【総事業費】 15,010 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。</p> <p>・看護職員の確保には、離職した看護職員を積極的に復職させる対策を講ずることが求められている。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援を受ける看護職員数 487 人（平成 28 年度） → 500 人（平成 29 年度） ・求人支援を受ける施設数 3,727 件（平成 28 年度） → 4,000 件（平成 29 年度） ・再就業支援を受ける看護職員数 417 人（平成 25～28 年度累計） → 517 人（平成 29 年度） 	
事業の内容（当初計画）	<p>ア 県ナースセンターにおいて、離職看護職員等の届出制度の促進、届出者への情報発信、求人・求職情報の分析、ハローワークとの連携など機能強化を図り、離職看護職員の再就業を促進する。</p> <p>イ 潜在看護職員に対して普及啓発を行うとともに、離職した看護職員の地域の医療機関・福祉施設等への再就業を促すため、再就業支援セミナー及び復職相談会を実施する。</p> <p>また、職場見学や研修を実施する医療機関や福祉施設等を募り、セミナー等の参加者に対して当該研修等への参加を促し、再就業の促進を図る。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・県内ハローワークへの巡回相談回数 48 回 ・再就職支援セミナー及び復職相談会の開催 4 回 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・県内ハローワークへの巡回相談回数 48 回 ・再就職支援セミナー及び復職相談会の開催 4 回 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：</p> <p>観察できなかった</p> <p>観察できた → 指標値：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援を受けた看護職員数 255 人（平成 29 年度実績） ・求人支援を受けた施設数 3,660 件（平成 29 年度実績） ・再就業支援を受けた看護職員数 504 人（平成 25～29 年度累計） <p>（1）事業の有効性</p> <p>県ナースセンターと県内ハローワークとの連携により、求職者と求人施設数の増加、拡充を図るとともに、潜在看護職員への再就業支援セミナー及び復職相談会等による支援により、再就業する看護職員数の増加を図った。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>看護職員や施設に対し、県ナースセンターと県内ハローワークとの連携や再就業支援セミナー等の開催により、効率的な支援を行うことができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 15 (医療分)】 看護職員職場環境整備支援事業	【総事業費】 2,455 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	民間病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護人材の確保に向けては、職場環境を整備することで、離職防止及び再就業支援などに着実に取り組むことが求められている。 	
	アウトカム指標：看護職員の離職率 13.9%の維持（平成 29 年度）	
事業の内容（当初計画）	民間病院における看護職員の職場環境の改善を目的とする改修等の施設整備に対して補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	民間病院の改修等整備数 1 施設	
アウトプット指標 （達成値）	民間病院の改修等整備数 1 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった 平成 30 年 4 月に実施する看護職員就業実態調査で確認する。	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>医療の高度化に対応可能なナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等の拡充等により看護職員の勤務環境を改善し、看護職員の離職防止を図ることは、看護職員不足の解消につながると考えられる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>民間病院が、補助金を活用して計画的な勤務環境の改善を行うことができ、効率的に改修等の整備を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 16 (医療分)】 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業	【総事業費】 1,972 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県歯科医師会等	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	<p>県内で就業している歯科衛生士・歯科技工士は、歯科医師一人あたりの人数で、不足が深刻化している。</p> <p>また、今後在宅歯科医療を推進するにあたり、現在のカリキュラムでは養成段階では在宅歯科に向けての教育が不十分であるため、養成校においての教育内容の充実が必要である。</p>	
	<p>アウトカム指標：県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士 1,483 人（平成 23～28 年度累計） → 1,830 人（平成 29 年度） ・歯科技工士 216 人（平成 23～28 年度累計） → 250 人（平成 29 年度） 	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科治療時に誤嚥をさせないための口腔咽頭部の吸引技術の研修及び安心安全な歯科治療を目的とした生体モニター・自動体外式除細動器を用いた講習会の実施。 ・健康チャレンジフェアかながわ 2017 に出展し、歯科衛生士・歯科技工士に関する職業紹介パンフレット配布及びアンケートを実施。 	
アウトプット指標 （当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・気管内吸引等を活用した研修受講者数 200 人 ・健康チャレンジフェアかながわ 2017 に出展 1 回 	
アウトプット指標 （達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・気管内吸引等を活用した研修受講者数 166 人 ・健康チャレンジフェアかながわ 2017 に出展 1 回 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：</p> <p>観察できなかった</p> <p>観察できた → 指標値：歯科衛生士 1,844 人（平成 23～29 年度累計） 歯科技工士 250 人（平成 23～29 年度累計）</p>	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>学生向けに現在の養成校のカリキュラムでは対応していない気管内吸引及び生体モニターを活用した研修会を実施し、在宅歯科医療に対応した教育内容の充実が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>学生から就業者まで幅広い層を対象に口腔咽頭吸引などに関する研修実施し、質の高い歯科衛生士・歯科技工士の養成及び就業につなげた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 17 (医療分)】 歯科衛生士確保育成事業	【総事業費】 2,877 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 神奈川県歯科医師会 イ 神奈川県歯科衛生士会	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	ア 県内の歯科衛生士の就業率は低く、潜在歯科衛生士の職場復帰を促し、人材不足の解消を図る必要がある。特に歯科診療所及び在宅歯科医療の現場で即戦力となる歯科衛生士の増加を目指す必要がある。 イ 要介護高齢者や難病患者等の在宅療養者の増加により、在宅歯科診療の現場で咽頭吸引等の技術を持った歯科専門職の需要が高まっているが、一部の歯科衛生士養成学校で咽頭吸引実習を設けているものの、既卒者が咽頭吸引を学ぶ機会はなく、咽頭吸引技術を持った歯科衛生士が不足している。	
	アウトカム指標：県内の歯科衛生士就業人数の増 7,619 人 (平成 26 年度) →10%増 (平成 30 年度)	
事業の内容 (当初計画)	ア 離職歯科衛生士の復職を支援するため、講習会及び就業支援を実施する。 イ 在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、県全域の歯科衛生士を対象に、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	ア 復職支援を受けた歯科衛生士の人数 80名 (平成29年度) イ 在宅歯科治療及び口腔ケア実施時に口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士の育成数 87 名 (27 年度現在) →207 名 (平成 29 年度)	
アウトプット指標 (達成値)	ア 復職支援を受けた歯科衛生士の人数 24名 イ 在宅歯科治療及び口腔ケア実施時に口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士の育成数 206 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：観察できなかった	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>ア 歯科衛生士の長期的なキャリア形成を支援し、復職への意欲の向上を促すことができた。 イ 本事業により在宅歯科治療及び口腔ケアの実施時に、口腔咽頭吸引を実施することができる歯科衛生士が増加し、要介護高齢者のQOLの向上に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ア 座学だけでなく、実習や歯科医院見学がプログラムされた 3 日間の講習会を通して、復職に必要な知識や技術を効率よく習得することができた。 イ 口腔咽頭吸引の知識を得るとともに、マネキンを使用した実習により、現場での実践につながる技術を習得することができた。</p>	
その他		